

## 長野県治水・利水ダム等検討委員会 第12回角間川部会

開催日時 平成15年3月8日(土)午前9時から午後0時30分まで

開催場所 中野市中央公民館(中野市)

出席委員 風間部会長以下19名中16名出席(大熊委員、松島委員、武田(洋)委員欠席)

青木治水・利水検討室室長補佐

定刻となりましたので、ただ今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第12回角間川部会を開催いたします。開会に当たりまして、風間部会長からご挨拶をお願いいたします。

風間部会長

はい。皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、そしてまた、しかも1時間繰り上げる形でご参加を賜りまして、誠に恐縮しているところでございます。大変申し訳なく思う次第でございますけれども、実は、私の身内に不幸ができてしまいまして、本当に皆様方にはご迷惑をおかけしたわけでございます。心からお詫びを申し上げるわけでございますが、たまたま、今日の部会の日と葬儀が重なるといようなことで、しかも午後にあるといようなことでございまして、皆様方のご了解をいただいて、1時間お繰上げをさせていただいた次第でございます。誠に申し訳なく思っている次第でございます。また、できましたら、そんな私的な事情であるわけでございますけれども、何卒ご理解を賜りまして、なんとか午前いっぱいこの部会の報告をまとめられればといような気持ちでいるわけでございます。何卒、皆様方のご理解の上のご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。前回の部会におきましては、公聴会の意見、そしてまた提言を受けた中で、ダムとの比較検証をいただきながら、取りまとめに関してご審議を賜りました。ダムによる案と、よらない案につきまして、公聴会につきましても、ほぼ二分という形、そして本部会におきましても皆様方からの意見を拝聴いたしましたけれども、対策案の一本化には至らないといような形の中で、両案ともに課題はあるものの、これまでの部会の審議を踏まえ、一定の結論であるという認識をいたしまして、部会報告は両論併記という形をとらせていただいたわけでございます。従いまして、部会報告の作成につきましては、皆様方に既にご提示をさせていただいておりますけれども、部会長案という形で作成をさせていただきまして、皆様方に事前にご配布を申し上げ、ご審議をすることをご了解いただいたわけでございます。本日は先ず、先般行われました検討委員会にて報告されました、治水・利水対策推進事業について、これと、水道水源確保に係わる県の支援策についてを、先ず担当幹事からご説明をさせていただきます。そして、部会報告に関しまして、皆様方からのご意見、既に賜っているわけでございます。それらの点をご審議いただきまして、皆様方のご了解を得て、部会報告という形にさせていただきたいと、このように思っております。重ねて、本当に自分の、何といいますか、都合で、このような形になってしまって、今日の皆様方にご迷惑をおかけしたことになるわけでございますけれども、そうでなくても時間が無いところに付け加えて、このような理由から、皆様方にご迷惑をおかけしますことを、重ねてお詫びを申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

青木治水・利水検討室室長補佐

ありがとうございました。ただ今の出席委員19名中16名です。条例の規定によりまして、部会は成立をいたしました。議事に入ります前に、本日配布してございます資料につきまして、ご確認いただきたいと思います。

思います。先ず次第等の下にですね、資料1といたしまして、角間川部会報告案であります。資料2、治水・利水対策推進事業について。資料3、水道水源確保に係わる県の支援について。資料4、大熊委員からの意見でございます。資料5、住民投票について。資料6、上信越国立公園指定状況でございます。資料7、部会長案に対する意見書、皆様方から寄せられました意見書をまとめたものでございます。なお、委員の皆様方にはですね、本日の審議を円滑に進めていただくために、予め修正意見を整理したものをお配りしてございます。そして、部会長さんの判断で、一部修正できる部分は修正したものの形で、委員さんのお手元には、いっているかと思えます。それを、委員さんの方にはお配りをしてございますので、ご確認をいただきたいと思えます。それでは部会長さんに議事進行をお願いいたします。

#### 風間部会長

はい、それでは先ず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日は植木委員と小林守委員をお願いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。それでは議事に入ってまいります。先ず、流域協議会につきまして、先般、24回の検討委員会におきまして、治水・利水対策事業報告がございました。本部会でも議論がございました流域協議会、これにつきまして、検討委員会で、県の姿勢というものが示されたわけでございますが、これについてのご報告を検討室からお願いいたします。

#### 新家治水・利水検討室企画員

検討室の新家です。では、資料2の方をご覧いただきたいと思えます。治水・利水推進事業についてご説明いたします。今お話ありましたように、先般、第24回の検討委員会にて報告されましたので、この部会にてご説明させていただきます。目的でございますけれども、治水・利水ダム等検討委員会から答申された河川流域に係わる治水・利水対策の具体案を作成するに当たりまして、行政と住民が共に知恵を出し合いながら治水・利水対策を共に考えていくということでございまして、答申が出されたということをもって終わるのではなく、答申を踏まえて継続的に取り組みをしていきたいということでございます。次事業内容でございますが、流域協議会の運営、それから答申後における治水・利水対策の具体案策定のための調整といった内容でございます。流域協議会は、検討委員会や部会の意見を受けて設置するものであり、構成といたしまして、住民の方ということで、流域住民を公募していったらどうかということでございます。ボランティアでご協力いただこうと。それから行政の方といたしましては、県の現地機関ですね、それから市町村の農政、森林、水道、環境等の担当のみなさん、アドバイザーということで必要に応じまして学識経験者を招へいいたしまして、専門的な視点から助言を受けたいということを考えております。役割ですけれども、治水・利水対策実現に向けまして、引き続き行政と住民が同じテーブルで協議していくと。将来的に地域の川といたしまして、潤いのある水辺空間を実現するため、住民が主体的に議論し、行政に提言するといったところまでできれば、よろしいかと考えております。経費については、ご覧の通りでございます。この事業につきましては、平成15年度当初予算といたしまして、現在開催しております県議会において、提出されておきまして、審議されていくものでございます。尚、当日の検討委員会で、この報告をいたしまして、委員の方々から次のようなご意見が出ておりますので、少し整理させていただいて、述べさせていただきたいと思えます。一つとしましては、住民の公募という形が、果たしてよいのかどうか疑問であるという、そして、地域住民の意見の反映の場ということで、柔軟性を持たして検討すべきではないかと。それから課題が山積みで長期にわたる箇所は協議会という形でもよいかと思えますが、課題が単純な箇所は、こういうものを作っても、あまり意味が無いのかと。自主性、自発的な動きを大事にしなければならないということでございます。それから、答申を受けた後の監視機能を担う役割である

と考えていると。それから、部会の特別委員が協議会に参加しなければならないという要素もあるかと思えます。特別委員が全員というわけにもいかないけども、数名入ってもらわないと、議論の蒸し返しになりかねないので、その辺はどうするのかということのお話がありました。県といたしましては、委員の皆様のご提言を、十分参考にしていきながら、メンバーについても、これからどのようにするかというのを決めていながら、この取り組みがよいものになるように努めていきたいというような形で、お答えさせていただいております。簡単ではございますが、以上です。

風間部会長

はい、続きまして、水道水源に係わる県の支援について、先週行いました検討委員会にて報告がございました。水道水源確保に係わる県の支援についてを、幹事から説明していただきます。食環水、よろしくお願いたします。

海谷食品環境水道課水道係主査

はい、食品環境水道課です。では、本日の資料3をご覧ください。水道水源確保に係わる県の支援についてでございますが、1番からご説明いたします。1番ですが、これは、上水道・簡易水道に関する県費補助制度、現行の制度ですが、これについては、ダム建設に伴う利水者負担金の20%以内を補助するものであるという、現行制度を説明してございます。2番へいきまして、この現行制度を改めまして、ダム以外を水源とする場合においても、水道事業者である市町村に対し、新規水源確保に要する経費の一部を長野県が補助することといたします。3番へいきまして、その対象範囲ですが、新規水源の調査、その水源の確保に要する経費及び当該水源から浄水場までの施設の整備といたしまして、補助率は原則として20%以内といたします。この制度につきましては、県内全市町村を対象といたします。5番へいきまして、この制度については、県の財政状況に応じた運用を図ります。但し、ダムに代わる新規水源の確保に際しては、水源調査については補助率50%、新規水源確保、取水施設整備及び導送水施設整備については補助率20%を適用いたします。6番へいきまして、ダムに、この新規水源の確保について初期投資のみを対象といたしまして、維持管理費及び更新費は含みません。7番へいきまして、水道利水支援の財源には一般財源を充てることといたします。脱ダム債は河川改修・森林整備での活用を図ります。下の図なんです、この線の上の「現行」というのは現行制度でございます。現行についてはダム水源の確保。このダム水源の建設費の水道事業者としての利水者負担金に対して県費を20%、現在補助しております。今回の支援策については、その線から下でして、先ずダム代替の場合、水源調査50%、水源確保、取水施設の浄水場までの導水管、又は、浄水場を設けない場合は配水池までの送水管について補助率を20%といたします。その他ダム以外の場合の市町村の水源確保については、20%以内ということで、水源の調査から同様に導水管、又は浄水場を造らない場合は送水管までの施設を20%以内で補助いたします。以上です。

風間部会長

はい。次に、部会報告案につきまして、住民投票につきましてのご意見がございましたので、幹事の方から基本的な説明をしていただきます。

新家治水・利水検討室企画員

検討室の新家です。資料5をご覧くださいと思います。今お話がございましたように、部会長より住民投票についての基本的なことがわかるような資料ということで、ご依頼ありましたものですから、こ

の資料は、郷土沢部会におきましても提出されました資料でございますけれども、説明させていただきたいと思います。1、住民投票とは。地域住民に深く係わる特定の問題についての賛否を有権者自身の直接投票で決めること。地方自治に基づく条例の制定が必要で、有権者の50分の1の署名があれば住民が直接請求できるほか、首長や議員も請求できる。法的拘束力はない。近年は、原発や公共事業を巡って全国的に住民投票を求める動きが起きている。2番、住民投票のメリット・デメリット。メリット。特定の政策課題に絞って、住民意思を反映させ、明らかにすることができる。圧力団体の弊害を除去することができる。主権者である住民の直接の判断を仰ぐので、民主主義の理念に適する。政治への関心を高め、自治意識の向上に役立つことができる。デメリット。公共性のある問題を関係地区のみで投票するため、地域エゴになる可能性がある。YESまたはNOだから、必要な妥協、改善の余地がない場合がある。地域住民の対立を激しくさせる心配がある。少数派を無視する恐れがある。3、実施する場合の課題。首長や議会の十分な理解と条例制定が必要で、住民に対して、情報が十分提供されないことや住民が全て適切な判断ができるわけではないことがある。4番目は、これは、住民投票の違いということで、アンケート調査との相違ということでございます。アンケート調査は、住民一人一人の意思を確認するには厳密さに欠け、有効性について問題を残す場合がある。以上です。

#### 風間部会長

はい、説明は以上でございます。今ご説明あった部分についてはですね、部会報告にも係わる事項でございますので、その折に、皆様方から、あの質疑等という形で出していただければよろしいかと思います。基本的には本日は、皆様方からいただきました、部会長案に対するご意見を、どの程度、この取り組むことができるか、あるいはできないのかという流れを中心に審議を進めて参りたいというふうに思いますので、ご協力をお願いいたします。先ず報告書に対する基本的な、作成するに当たっての考え方でございますけれども、先ず、今までの部会審議を尊重した、という考え方に基づきました。それから、ダム案、そしてまたダム無し案、両案とも今後課題を残しているわけでございますが、その課題の部分を確認にして、検討委員会の今後の審議や、あるいは今ご説明ございました流域協議会が開かれた場合に、その流域協議会で確実に反映させるようにというようなものを取り上げております。それから利水に関しましては、県の支援、これは、皆様方から大変ご心配をいただいている部分でもございますが、この県からの支援をいただきながら、市や町との十分な協議の上、双方納得する上での方向性を出すと、取りまとめをしていただくという方向がよろしいのではないかと形を取らせていただきました。それから住民の意見、民意が尊重されるべきもの、これも注意をして盛り込むようにいたしました。それでは、これからですね、この部会報告書の審議に当たりまして、先ず、どんな審議の形を採りたいのかということなんでもございますが、ご配慮いただく点でございますけれども、先ず、私の方が皆様方からの意見、もう既に聴取してるわけでございます。その皆様方のご意見の中で、間違いなく、これは現に、こちらの方のミスで、修正しなければいけないという部分がありました。そういった部分につきましては、もう既に取り込んでございます。そのことについては、お手元の配布資料の中に、既にもう織り込み済みの資料が手に届いているかと思っておりますけれども、そのことにつきましては、追って1点1点その部分は修正を認めなければいけない、ミスイクの部分であるということは申し上げますけれども、基本的にはもう織り込み済みでいきたいというふうに思っております。それから、一つ一つ、皆様方のご審議を賜りながら、入れるべきものか、入れなくてよいのか、訂正するのかもしれないのかというようなことで進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは始めてまいります。ページの少ない順から進めてまいりたいと思います。色々皆様方からご指摘あったわけでございますけれども、下の方にページが打っ

てございますけれども、ページの数の少ない部分でのご指摘から順次進めてまいりたいと思います。お手持ちの資料の中の、角間川部会報告案の修正についての意見、修正案という資料がいつてるとありますが、この順番でいきたいというふうに思います。先ず、一番上でございます。3ページの3行目、樋口委員からのご指摘。昭和25年8月には、というくだりでございます。これを追加した方がいいのでは、という部分でございました。この点につきましては、第1回目の、この部会の資料に既に記載してございましたので、認めた方がよろしいかと、こんなふうに思っております。審議資料の、その修正済みの3ページの方を見ていただければよろしいかと思っておりますけれど、この昭和25年8月にはというくだりから始まった文章を、既に織り込んで文字化しております。そんなことで、ご理解をいただければなというふうに思いますが、樋口委員、それでよろしいでしょうか。はい。次でございます。4ページの4行目、小林優子委員の方からご指摘がございました。これは、4ページの上から4行目ですね。伏流水1水源というふうに書いてあると思うんですが、伏流水1水源というのを2水源ではないかというご指摘でございます。これもご指摘があった後調べました結果、確かに間違いなく2水源でございましたので、これは明らかにミスイクでございましたので、2水源に修正をさせていただきたいと思っております。よって、修正済みの方の資料のページ4の方には、2水源というふうに記載がされてございます。次でございます。4ページ目の8行目、これも小林優子委員の方からでございます。3水源とも希釈、これは本当かということでございますが、これもミスイクでございましたので、2水源に修正させていただきました。これも修正済みの資料のページ4の方に、そのように記載をされております。これは2水源ということでございます。次でございます。4ページの9行目、砒素が基準値を超過して浄化処理をしているというくだりがあるわけですが、これが砒素が基準値を超過して希釈している、というご指摘でございます。この点についてはですね、調べてみたんですが、全体のうち、76%が浄化によって除去されているという状況でございます。従いまして、希釈をするというよりも、むしろ、これはやはり浄化をしている、76%が浄化でございますから、浄化処理という言葉そのままの方がよろしいのではないかというふうに思っているんですが、小林優子委員、いかがですか。はい、どうぞ。

#### 小林(優)委員

どうして、浄化処理ではなくて希釈しているという表現にしてもらいたいかという理由で、ちょっと、挙げさせてもらっているんですが、中野市の水道課の説明では、通常のろ過処理で76%は除去できており、さらに砒素の濃度を低くするために第1水源とブレンドしているという部会で説明があったんですが、これは、ごく普通の急速ろ過をすることによって76%が取れているという現実があるので、特に浄化処理っていうふうに、特にここでその表現を使わなくてもいいんじゃないかという意味合いで、特別やっている対策としたら、希釈しているっていう方が、ちょっと特別に対策としてされていることではないかと思ったので、理由として、そんなことで挙げさせてもらったんですが、浄化処理とすると、何か特別な砒素除去装置を使っているんじゃないかと、一般的に捉えられてしまうんじゃないかという、そういう感じがしましたので、そのように提案させていただきました。

#### 風間部会長

浄化処理という言葉より希釈の方が、より、何ていうか正確な表現じゃないかという、そういう意味なんでしょうね。今、中野市の方の説明によればというようなお話だったんですが、その点について中野市の方、いかがですか。

山田中野市水道部水道課長

はい、中野市でございます。前々からお話を申し上げてきておりますように、希釈だけで出しているわけではないわけでございます、今部会長さんからもお話がございましたように、76%を急速ろ過という形の中でも除去をしているということでございまして、そのウェイトの文面から言うと、浄化しているという文言の方がよろしいのではないかと。ただ希釈をしているという話になりますと、希釈だけが、逆に言うとその文言だけで浄化処理をしていないという形にも受け取れるという形のものになるかというふうに思っておりますので、そういう意味では浄化しているという形であればというふうに思います。以上です。

風間部会長

どうでしょう、この点については、何かございますか。はい、土屋委員どうぞ。

土屋委員

あの、考え方の違いということじゃなくて、実状をどう表現するかという問題ですからね、多少長めになっても、浄化処理と、それから希釈を含めたらどうなんですか。浄化処理をし、更に希釈をしているとかね、ちょっと表現は、もう少し整えてもらえばいいですが、どっちかにするという問題ではないんで、正しく、だから浄化処理もし、更に希釈もしているとか。そう思いますが。後の方でも、そんなようなことが結構あるんだと思うんですね。

風間部会長

はい、これはどうでしょう、皆様方お伺いしたいんでございますけども、浄化処理だけではなくて、今浄化処理、更に希釈をしている、あるいは、及び希釈をしているという表現がいいのか、そんな形で併記した方がいいのではないかというご意見なんですけども。はい、小林委員、どうぞ。

小林(優)委員

はい、すいません、表現方法を変えていただけるということであれば、通常の急速ろ過処理で既に76%は除去でき、更に砒素の濃度を低減するために第1水源とブレンドしているという、そういう表現にさせていただけると、あの、事実が伝わると思うんですが。

風間部会長

そこまで表現が変わりますとですね、文意全体をもうここで、全てからやり直さなきゃいけないというようなことも出てきますのでですね、なるべくならば、この文言の中で、一定のご理解を賜るような表現ができればよろしいんじゃないかなと思うんですが、幹事の方は、今、中野の方はどうですか、その浄化処理及び希釈をしているという表現でも、そちらの方はどんな受け止め方ですか。

山田中野市水道部水道課長

浄化処理をし、更に希釈をしているという表現でよろしいかと思ます。

風間部会長

更に、ということであればよろしいのではないかという、幹事のご意見がございましたが、皆様方どう

でしょう。ここはそんなに、こだわるというか、あの、いいですね、処理をし、更に希釈と、じゃあこういう表現に変えさせていただきますんで、よろしく願いをいたします。次でございます。4ページの12行目、これも小林委員の方からご指摘がございました。更に千曲川伏流水は・・・基準値を超過して検出しているため浄化処理している。これを更に千曲川伏流水は・・・検出されており、鉄・バクテリアによる導水管の閉塞で取水量が減少している。この点については、浄化処理をしているという部分につきましては、これは、先程の話のような流れの一文でございますから、ちょっと省くわけにはいかないと思うんですが、細かく言う、小林委員の方から導水管の閉塞等々のご指摘がありました。確かに、こういう問題、井戸の集水管の中での鉄とかバクテリア、鉄・バクテリアですか、これによって閉塞して取水量が減少するという、可能性というのは、確かにあるわけではございますので、小林委員の方にお伺いしますけど、追記するというような表現でもいいですか。よろしいですか。そうしましたら、尚、貯留施設である井戸の集水管が鉄・バクテリアにより閉塞し、取水量が減少している、こういう書き方でよろしいですか。はい。それじゃあ、今の部分を追記とさせていただきます。4ページの12行目ということで、尚、貯留施設である井戸の集水管が鉄・バクテリアにより閉塞し、取水量が減少している、という部分を、ご指摘に従いまして、追記をさせていただきますこといたします。次でございます。はい。

#### 山田中野市水道部水道課長

大変申しわけございません。前々から申し上げてあります千曲川の伏流水の関係につきましては、貯留施設ということではなくて取水施設です。取水をしている施設、貯留をしているわけではございませんで、直接井戸から取っているということでございまして、取水施設である井戸の集水管がということでなければ、貯留というのは、全然、貯留している所がありませんので、ちょっと違うと思います。

#### 風間部会長

確かに。井戸は取水施設でございますが、では、そういうことで取水施設である井戸の集水管が鉄・バクテリアによりという旨に変更し、追記をしていただきたいと思います。次のご指摘でございます。4ページの12、14行目、綿貫委員の方からご指摘ございました。追加の文章として、これを入れた方がいいのではないかとご指摘でございます。井戸水の6水源については、豊水期と渇水期での季節変動が激しく、安定した取水量とはなっていないと、こういう、ご指摘でございます。入れた方がいいのではないかとご指摘でございます。この点については、どうでしょうか。私の方で調べさせていただいたんですが、中野市のですね、井戸水につきましては、この件は、部会の中で議論がなされてなかった部分では、実はございます。確かに井戸水自身は豊水期と渇水期の季節変動という、それは事実として、あるかと思うんですが、中野市のという部分につきましては、部会の中で議論をしておりませんので、ここで、これを特記的にこれを追加するということになりますと、ちょっとそこだけ際立ってしまうのかなという、市長さんというお立場でございますから、大変ご心配されるところなんですが、むしろ、豊水期と渇水期の季節変動が激しいという事実は、他の部分のところで書かさせていただいておりますので、中野市という形の中では、追加の必要はあまり、お考えにならなくてもよろしいのではないかなと、いうふうに思うんですが、綿貫委員、いかがでございますか。

#### 綿貫委員

一般的に他で書かれている方法で、その考え方が含まれてしまうのであれば、問題ないと思いますが、特別なことであるんだったら、やはり重要な問題にもなりますので、お願いします。

風間部会長

これはもう、中野市だけではなくて、山ノ内町にも共通する問題でもございますので、書くとなれば、むしろ山ノ内町の方にも書かなければいけないことにもなってきますし、中野だけに書き込むとですね、では何で中野だけに書くのかということになってしまうかと思えます。ご心配の点、ご理解できますけれども、理解させていただきませんが。

綿貫委員

うちの方のセクションで、色々数字の上でも検討しているようですから、それがやはり、この業界において、甚だしいということであれば重要ですので、ちょっとその辺の意見を聞いていただきたい、聞いておいていただきたいと思えます。

風間部会長

じゃあ、中野市の方で、これについて、追加する必要があるのかどうか。

山田中野市水道部水道課長

はい、現状だけ申し上げてありますが、山ノ内町さんの上水道の関係につきましては、非常に井戸水源のうち、1水源が水位低下をしており、不安定な水源を保有しており、また季節変動が激しい水源に頼っているのが現状であるという文言がございまして、中野の関係を見ていったときに、そういう文言が無いなあとという形の中でお願いをしたものでございまして、過去の実績の関係におきましては、中野第1水源では780～4,000m<sup>3</sup>/日という、非常に大きな変動してます。それから戸狩第1水源では886～2,192というような形で2倍、3倍というような形になるわけでありまして、あと、竹原の関係につきましては、非常に取水量が少ないわけですが、209～433m<sup>3</sup>/日、それから高丘水源については619～1,697というようなこととございまして、また田麦水源が369～2,420m<sup>3</sup>/日というようなことで、2倍から7倍ぐらいな湧水期と豊水期、差があるという現実がありましたので、そんなお願いをしたところでございます。今、部会長さんのお話にもございましたように、他の方での記述が現実的にはあるということ、それから井戸の状況が全体的にそういう見方をしているということであるとすれば、特にこだわるものではありません。以上です。

風間部会長

はい、どうでしょう皆さん、今の中野市の方からのご指摘もありましたけれど、ご心配のむきもあるかと思えます。確かに今のお話を聞くと竹原が209～433、高丘が619～1,697だとか、田麦が約370～2,400m<sup>3</sup>/日の変動の差があるというようなご指摘がございまして、確かに、豊水期と湧水期の変動の差というのはあるわけとございまして、部会の中でも論議してきましたが、中野市ということでは、今、ご報告あったわけとございまして、部会の中での課題には、実は乗ってなかったという部分でもございまして。載せてもいいんですけど、この議論の正確性を期すために、他の部分で指摘してございまして、意は汲むものの、載せない、載せないという言い方、変ですけど、追加しないということでご了解いただければありがたいんですけど、よろしゅうございまして。そういうことでよろしく願いいたします。次、5ページお願いします。5ページの、大井委員の方から横湯川・角間川上流域にスキー場が15、ゴンドラリフト42、ホテル旅館が169余り、その面積約1,000m<sup>3</sup>を(6)、又は新たに追記して欲しいというお話で

ざいました。これは、第1回目の部会の時にですね、大井委員の方から質問を受けて、確か検討室の方だと思わなければならない、答弁で横湯川・角間川上流域にはスキー場が15、ゴンドラが37、ここがちょっと大井委員と数字が違うんですけど、ホテル旅館等137、これも数字違うんですけど、これらの開発面積は、約261haであるというような答弁がなされた、答弁じゃなく、失礼しました、そういうお話があったと思います。大井委員さんの方にちょっとお伺いしておきたいんですけども、スキー場が15というのは同じなんです。ゴンドラリフトがですね、検討室の調べでは37基だという指摘でした。それからホテル旅館が137ヶ所という指摘なんですけど、開発面積は261haだそうです。それらの数字にご納得いただければ、今の形で追記をさせていただきたいと思うんですけど、よろしいですか。大井委員どうぞ。

#### 大井委員

このスキー場、ゴンドラリフト、この件につき、これと、ホテル旅館等については、町の観光課から調べで提供を受けた数字でございます。更に開発面積ですが、これは信大教授の渡辺隆一先生から、実は261m<sup>2</sup>という数字が公表されたが、どうかということを行いました、私の名前を出してもいいから、1,000haが開発面積だと。この先生は志賀高原に長い間、信大の自然研究員におられた方で、大変研究も進んでおられる方ですが、どちらを信用しているか、しかし専門的な立場の人の意見を聞いた方がいいんじゃないかと、こういって数字を出したわけでございます。約4倍違うわけです。この点、ちょっと検討して妥協案でもいいんですが、数字は変更してもらった方がいいんじゃないかと、こう思うわけでございます。以上です。

#### 風間部会長

検討室の方は、数値について、もう少しこの、検討する余地はあるかどうか。

#### 新家治水・利水検討室企画員

すいません、これはですね、第1回の後に、大井委員から質問に出されまして、それで第2回目のペーパーでもお答えして、山ノ内町さんがお答えしておりますけれども、先程部会長が言いました、スキー場15ヶ所、ゴンドラリフト37ヶ所、ホテル旅館137ヶ所、それから開発面積が、角間とそれから横湯川流域で261haというふうにご説明しておりますんで、山ノ内町さん、これで正しいんですね。部会長、そうしましたら、確認をしますんで、先に進んでいただくというのも一つだと思います。はい、お願いいたします。

#### 風間部会長

はい、じゃあ、いずれにしても数値の問題ですから、それは正確なものを入れるということですね、大井委員さん、ご了解いただいて、いずれにしろ、そういうふうにしますので、よろしく願いいたします。同じ文言なんですけれども、5ページの10行目の部分のスキー場面積115.7ha、これも同じことだと思いますので、同じ扱いにさせていただきたいと思います。次です。6ページの5行目、小林優子委員の方から追加のご指摘がありました。なお、温泉等の観光地の汚水や温泉排水が多く流入するため、特に夜間瀬川の水質汚濁が進んでいるという、そういう文章を入れたらどうかという、そういうご指摘なんですけれども、これについては、事実関係、確かに夜間瀬川の水質汚濁の話は、部会の審議にも出てきたんですけれども、観光地の汚水や温泉排水が多く流入するため水質汚濁が進んでいるのかどうか、その辺は、これは、どちらですか。ちょっと確認しなければいけないですね。

一色北信保健所環境衛生課長

北信保健所でございます。水質汚濁、夜間瀬川の水質汚濁が進んでいるという表現になっておるわけですが、水質汚濁につきましての一つの指標としまして、BODという指標がございます。このBODの環境基準は2mg/lとなっております。夜間瀬橋の値は、平成8年度・9年度が1.4、それから10年度が1.3、11・12・13年度は1.1と、横這いの傾向でございます。ですから、BODの数値から見ますと、汚濁が進んでいるという状況ではないと認識をしております。砒素につきましては、第3回の部会資料で、資料としてご提出させてもらってあるところですが、8年度から13年度までの状況を見ますと、各年度間でバラつきはございますが増加傾向は見られないと承知をしているところでございます。以上でございます。

風間部会長

ええ、というご説明なんでございますが、小林委員、どうですか、よろしいですか、それで。はい。はいどうぞ。

小林(優)委員

今、保健所の方で事実関係を調べていただいて、そういう事実は無いということですので、それは納得しましたが、第9回の角間川部会の資料6のところ、流域の自然環境の、その文言のところ、あの今私が挿入してもらいたいって、その言葉が、そのまま資料として出てきてましたので、これを指摘したわけなんです、あの、まあ、こちらの資料の方も訂正していただければ、それでいいと思います。

風間部会長

はい、じゃあ、そのようなことで、小林委員にもご理解いただいたようでございますので、これは追加しないということにいたします。次、6ページの小林守委員の方から、このような形で変更すべきではないかという、ご指摘なんですけれど、ちょっとこれは、どうなんでしょうか、部会資料に、やっぱりこれ出てくる話だと思うんですけど、中野建設事務所、はい、ご説明をお願いします。

渋川中野建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

第9回の部会資料の中に、横湯川及び角間流域の、上信越国立公園指定状況という資料を出させていただいたんですが、そこにちょっと記入漏れがございました。訂正させていただきたいと思います。そんなことで、資料6をご覧ください。角間ダム予定地というのが入ってます。それで指定状況の所に青線が入っているのが国立公園の普通地域でございます。落ちていたのがですね、角間ダムの予定地の所の、角間川沿いの、ブルーが入っている所なんです、一番下側、ダム周辺の所の、ほんの一部の所、ブルーの分だけ欠けてました。記入漏れということで、ご訂正願いたいと思います。あと、特別地域につきましては、国道292号沿いにありますので、ダムの予定地周辺には、特別地域はございません。以上でございます。

風間部会長

ということで、これはどうも部会資料が間違っていたようでございます、元々の方が。誰もわからずにここまで来てしまったのはいけないことなんですけれども、小林守委員のご指摘で、奇しくもわかった事実でございます。従いまして、よろしいでしょうかね、小林委員。

小林(守)委員

資料を前に見たときもですね、何かポッカリ空いている所というか、囲まれているなあという印象があったものですから、いただいた部会長さんの案だと、ちょっとあっさりしてるなあというふうに思いましたもので、訂正は訂正で、囲まれているというような文言は残していただければと思いますが。

風間部会長

囲まれているという文言は残した方がいいんじゃないかというご意見なんです。囲まれるというふうに表現すると、そのどんなふうに囲まれているんだということまで踏み込まないとですね、いけなくなっちゃうんと思うんですね。そうすると、小林委員がおっしゃるような、文言、3行にわたる逆に書いた方がいいということになっちゃうわけですね。そうなんです、今、部会資料が間違っていたという点もございまして、大変申し訳ないんですけど、ご了解いただいてですね、このような、上の元々の原文の形でご理解いただければ、ありがたいんですけど、確かに部会資料が間違っていたという部分につきましては、私も代わってお詫び申し上げますので、是非とも、そんなご理解賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。すいません。はい、じゃあ、石坂委員、どうぞ。

石坂委員

今、その小林委員から指摘されている問題と、資料の間違いの問題をお聞きしていて、ちょっと感じたことなんですけど、あくまでダムサイトが普通地域であるということは、それは事実、資料の訂正の問題も含めてそういうことかと思えますけど、ただ、ここの記述をどうするかということのニュアンスというのは、だから特別地域にかなり隣接しているというイメージでそれを現状認識するのか、関係ないんだよというイメージで捉えるかという問題にも関わってくるというような気が、私は今、お聞きしています。だから、囲まれている、いないという表現、残すか残さないかという話にもなるんですけど、だから、ここの所は普通地域だからいいよっていうことではない、もう少し丁寧な表現というのはできないんでしょうかねという希望があります。

風間部会長

今、石坂委員の方からのお話の中にあつた、隣接してるという、じゃあ、言葉は、どこかへ入れましょうか、じゃあ、どういうふうに入れればいいですか。普通地域が広がり、上流域の志賀高原に接し、特別地域に接し、隣接し、どっち、普通地域に接し、植木委員、じゃあ、ちょっとお願いします。

植木委員

これを見ると、まさに接しているわけですから、ここの表現は、上信越高原国立公園の普通地域に接し、ですよ。接し、上流域の志賀高原は云々というふうにした方がよろしいのかなというふうに思いますけど。

風間部会長

なるほど。上信越高原国立公園の普通地域に接し、

石坂委員

はい、部会長。接してもいいと思いますし、隣り合わせておりとか、何かそんな感じ。

風間部会長

隣接し、ということですね。じゃあ、普通地域に隣接し、上流域の志賀高原は、同公園の特別地域に指定されている。言葉おかしくないですよ。よろしいですか。はい、では、そのように変更いたします。次でございます。6ページの11行目、小林優子委員から、基本高水について、部会できちんと検証を行っていないという指摘なんでございますが、これは、どうなのでしょう、基本高水については、非常に難しい問題であるということで、私の方からも、部会の当初の頃にご説明したとおりなんですけど、その意見については、皆様方の考え方があるということはわかっているんですが、部会としては、それに余時間を割くわけにできなかったという理由がありました。この部会の報告がですね、これから検討委員会の方に上がって行って、また、いずれにしろ、検討委員の皆様方によりまして、基本高水の話も含めてですね、検討しなければいけないという課題になっているわけございまして、当然、再検討というのもあるかもしれないですね。この間検討委員会の中で、石坂委員も、そういう指摘されておりましたけれど、そういう可能性もあろうかと思えます。ですから、一応、部会の報告としましてはですね、どうでしょう、そのような指摘を敢えてしていただくことというのは、ちょっと、どうかな、大熊委員が、その基本高水ワーキンググループということで、報告最初にやったと思うんですね。あの後にですね、質疑の時間を取っているんですけども、その質疑の中で、この基本高水について皆様方からいろんな疑問や、あるいはわからない点について、一応、時間を取っているわけでございますが、その中で、それぞれのご意見というものも出していただいている過程がございます。ですから、きちんと検証を行っていないというふうに表示されますとですね、これは、何もしてないような感じにも受け止められてしまう可能性もあります、全くこの基本高水には触っていないんじゃないかみたいなことにもなってしまうわけございまして、ちょっと表現的にはどうかなという部分がございます。検討室の方で、何かありますか、このことについて。

新家治水・利水検討室企画員

今まで、いくつかの部会を、既にやっておりますけれども、今、この角間の部会につきまして、議事録等の中で、見ていきますと、やはり、説明の中で雨量観測とか流量観測には、確かに、大熊委員の方から誤差というものもあるということでありましたし、それも事実であるかと思えます。基本高水自体が唯一解ではございませんもので、私ども検討室で、基本高水ワーキンググループの事務局もやっておりますけれども、これはワーキンググループに、それぞれ角間川部会もそうだし、他の部会の基本高水についてもそうですが、ワーキンググループの中で議論をしていただきまして、それをもって第1回目にやりましたように、基本高水の話グループの委員からご説明いただくということで、基本高水についてのものについては、一応今までの基本高水の計算については、妥当であるという中で皆さん方にご報告をしているという形でございますので、先程も部会長の方からお話ありましたように、その報告につきましての、質疑を2回目、3回目と、ご質問をたくさんいただきまして、幹事の方からお答えをしているという状況を見ますと、検証を行っていないというのは、やはり、私どもとすれば、報告をしまして、皆さん方のご審議いただいておりますので、検証していったという形で捉えてはおります。

風間部会長

よろしゅうございますか。はいどうぞ。

#### 小林(優)委員

なるべく部会の様子を正確に検討委員会に伝えるために、なるべくこの様子がうまく伝えられるような表現にしてもらいたいと思ったんですが、もう既にあの、今日の部会の前に、各委員さんのお手元に、意見書というものが事務局の方から配布されているので、多分私のこの、どうしてこういうふうにしてもらいたいかという理由は、皆さんもう読まれて、わかってらっしゃるとは思うんですけど、もう一度、すみません、私の部分の意見書、私の部分の2枚目を見ていただきたいんですが、それで、ちょっと各委員さんの意見をお聞きして、別にこの表現で構わないんじゃないかということであれば、私はそれでいいと思うんですが、私の意見書の中の2枚目なんですけれど、基本高水についてというところで、その下に、訂正例ということで、こんなふうに直していただければ、部会の様子が、検討委員会に正確に伝わるんじゃないかということで、そこに例として書かせていただいたんですが、第1回部会において、基本高水ワーキンググループの大熊委員より、これまでの角間川の基本高水流量の決定過程などについての報告を受けた。その中で、そもそも雨量観測は誤差が大きいこと、また洪水流量の実測を行っていない角間川の場合は、過去の洪水の痕跡から洪水流量の推定を行い、流出解析を行っているため、基本高水流量にかなりの誤差があると思われるとの指摘があった。実際、第3回部会で基本高水に関する質疑応答の中で、昭和61年9月洪水時の越橋の橋脚の洪水痕跡から推定した洪水流量は約900~1,440m<sup>3</sup>/sと非常に幅広いものになっていることが分かった。この地点での基本高水は940m<sup>3</sup>/s。しかし、角間ダムは、既に国の認可を受けており、基本高水は変えられないとの一般的な見方から、基本高水の妥当性について議論することは不毛であり、一応これまでの基本高水に則り議論を進めることとなった、というようなふうにしてもらおうと、非常に部会の様子が正確に伝えられるのではないかと思います、ちょっと、その部分指摘させてもらいましたので、他の委員さんが、別に変えなくていいんじゃないかという考えであれば、私はいいと思います。

#### 風間部会長

どうでしょう、今小林優子委員の方から、そういうご指摘ありましたけれども、委員の皆様方のご意見、これを言い出すと、色々あるんですけど、はい、石坂委員、どうぞ。

#### 石坂委員

今、小林委員の、このご意見の中身は、そういう意味では、部会の議論の過程を正確に反映しているとも思います。それでですね、扱いなんですけれども、全体の議論、流れが、部会長がまとめていただいた報告案に、そういう意味では、また正確に書かれていると、私は部会長案をいただいた時に読んで思ったわけですが、全体の議論の流れとして、やはり、ダム計画については、この基本高水に、触る、触らないの問題を含めて、二十数年来の、県で今まで進めてきたダムの検討案があるので、それを私たちが、また改めて検証するということよりは、むしろ、それに代わる治水・利水対策案、いわゆる代替案が可能であるかどうかと、いうところから議論を始めようという部会長のご提案で、そういう順序で議論を進めてきたと思うんですよね、結論的には、そして、取りまとめの期限も迫られているという中で、本来ですと、この基本高水を含めた、ダム計画案の検証といいますが、メリット・デメリットといいますが、そういうものを、例えば基本高水で言えば、その流出解析の妥当性そのものも含めて、例えば浅川部会なんかの場合だったら、それに最初、かなり時間を費やしたわけなんですけれども、そういうことまでする方がよかったかどうかは別として、ダム案そのものについての、かなり、もう少し多面的な検討が、本来できればね、そのことの中で、是非はともかくとして、ダム無しとダムありの、もう少し総合的な比較検討が、私はできたと思いますけど、議論の進め方と、それから取りまとめの期日との関係で、これはやっぱり比重とし

て、ダム計画そのものの、改めての検証の議論というのは、不十分であったと、全体として。やらなかったということではないけれど、不十分であったという点は、私は否めないと思うんですよ。だから、そういう中で、こういう基本高水の問題も、小林委員から、こういうご意見も出てきているわけですので、全体の部会の、やっぱり議論の正確な反映という点で言いますと、やはりダム計画案についての検証に、十分な時間をかけられなかったという、不十分さがあるという形、表現をね、部会の取りまとめの中に入れていただく中で、文言とすれば、じゃあこの基本高水のこと、触れていただくということも可能であれば、そういうまとめ方をしていただいたらいかがでしょうかというのが、私の意見です。

風間部会長

どうでしょう、今のお二方の意見、あるようでございますが、賛成、あるいは原案のままでもいいのか。はい、土屋委員、どうぞ。

土屋委員

今、石坂委員がおっしゃったことに賛成しておりますが、小林委員から出ている、これだけの文言を割いてという、丁寧なら丁寧を越したことはないですが、まあ全体の流れの中で言えば、これだけの文言を割く必要は無いと思うんですけれども、この基本高水の問題が、その後の代替案の検討の、特に、治水で言えば、一番中心になったわけですね。その基本高水をカバーできるのか、できないのかというところで、色々代替案が、場合によれば、総合的に考えれば、もっと大事であったかもしれないことが、代替案としては、ちょっと問題ありと、具体性に欠けるということで捨てて、捨てていって、最後パラペットというところへ行き着いたという経過があったと思うんですね。ところが、ダムに賛成する人も反対する人も、いろんな根拠はあるんですが、とにかくパラペットについては、どうかと、首を傾げる意見が結構多いですね、公聴会を含めて。その元になったのが、この基本高水の問題だったんですね。確かに説明のあった中身もわからないわけではないけれども、どうも実際とは違うんじゃないかとかね、そういう流量の問題だけじゃなくて、むしろ角間川を含めて夜間瀬川は、土石流的な、この流れのところに洪水の主要な原因があるんじゃないかというようなことが、経験的にも結構出てたわけですね。だから、私自身は、この基本高水のワーキンググループの報告を受けた当時というのは、よくわからなかったですね、この基本高水問題が全体の中でどういう位置を占めてくるのかということが。そんな中で、学習的にまあ、質問するような参加の仕方をしておりましてけれども、当時としても、何かやっぱり、実態を、反映しているのかなあという気持ちはあって、いろんな気持ちで、あの参加をさせてきました。だから、何ていうんですか、検証しなかったということは無いんです。したんだけど、十分、不十分さも残したというのか、それは資料不足や、この小林委員の中にあるような、データ不足等も、色々兼ね、含まれてそうになっているわけですが、その辺をうまく、一言、ここの部分でも補足できないかなあと思うんですがね。文言は、ちょっと今、うまく思い浮かばないんですが。

風間部会長

はい、どうでしょう、その基本高水については、検証に不十分さが残ったというご指摘が、どうも皆様方のご意見の中で重きを占めているような空気なんでございますが、そういうことになると、検証を行っていないとは、これ書けませんけれども、小林委員がせっかく、一生懸命お作りになった訂正例というのがあって、これ、かなり、文章的に長いんですけども、これの中でですね、要約できるものを、私の方にちょっとお任せいただくということで、よろしいですか。あの、ちょっとこれ要約しますんで、最終版

には反映するようにいたしますので、基本的にそういうことでご理解いただきたいと思います。はい、よろしく願いいたします。はいどうぞ。

#### 倉並委員

今、部会長さんが、小林優子委員の、このご意見を要約するというお話されました。そういうことになれば、小林優子委員か、または、事務局の幹事さんの方にお聞きしたいんですけど、小林優子委員の、ご意見の中に、しかし、とこう書いてありまして、角間ダムが既に国の認可を受けており、基本高水は変えられないとの一般的な見方から、基本高水の妥当性について議論することは不毛であると、こういうふうに書かれているんですね。これは、どういうことですか。これが事実かどうかというのは、ちょっと私わからないんですけど、質問します。

#### 風間部会長

それは何ていうか、小林委員の意見というんじゃないですよ、多分、これは書き方とすれば、基本高水に、どの基本高水を選ぶか、選択するかという、その妥当性について議論するという事は、非常に難しいって、そういう意味で、時間をそこに費やすよりは、代案の検討の方の検討に注ぐべきだという、そういうことであの、私の方からも皆さんにお願いをしたといういきさつがあるもんですから、文言は、これ全部使うわけじゃないんで、この部分で、皆様方にご理解をいただけるような文言に絞つつやっていきますので、その不毛だとか、何ていうか、そういう言葉は、なるべく選ばないように、選ばないと言うと、また小林優子さんに失礼なんですけれど、そういう言葉でない表現でまとめてみたいなど、そんなふうに思っておりますので、ご指摘もございましたので、注意しておきたいと思います。この問題については、この辺でよろしいでしょうか。次、いかさせていただきますが、よろしゅうございますか。はい、次、9ページの13行、倉並委員の方からのご指摘です。不特定用水の検討が必要。これは、不特定用水は別途水源を求めることが必要、これは、より掘り下げた表現だと思うんですけども、そういう意味合いでございますよね、倉並委員。より分かりやすくした方がいいという、そういう意味合いですね、これ。そういうことなんですが、不特定用水の検討が必要というふうに、私は、一括りにしたんですけども、確かに検討するとなると、水源を求めるということになるわけなんですけれどね。これは、あくまで利水ダムを検討する上での課題であったわけでございますので、できましたら、原文のとおりらせておいていただいても意味は通じるかと思うんですが、倉並委員、いかがですか。はい。

#### 倉並委員

これは第9回の部会でも、議論したところなんですけれども、不特定用水の確保は、重要な問題という結論になったんですね。これは何故かという、利水ダムを造って水を確保する場合に、不特定用水というのはもう、使えないんですね。利水ダムを造ったところで、水道用水が確保されるだけなんです。従って、利水ダムから不特定用水を確保することは、これは不可能なんです。従って、もうはっきり、他の水源から取る以外ないですよと、こういうふうに、はっきり書いておいた方がいいと思うんです。ただ、検討するっていうことに、そういう表現になりますと、利水ダムを造って、その利水ダムから不特定用水を使えるのかなあというような錯覚も起こしかねないんで、その辺で、そういうふうに直していただいた方が、より、今までの審議されてきた中での結論に合っているかなあ、こういうつもりで申し上げているわけでございます。

風間部会長

確かに、不特定用水、同じです、言いたいことは同じなんですけど、より掘り下げている表現だと思います。どういたしますか。じゃあ、倉並委員の考え方で、こういう表現にいたしますか。よろしいですか。はい、高田委員。

高田委員

今の件、極めて重要な問題なんです。現実には、今角間ダムに取り組む、その途上の中で、今出ているような問題が出てきていたわけです。それで、今のようになりますと、特定用水が別途引用できないということになってしまうわけですから、現実の面ではですね、大きな、地域の問題になると思うんです。せっかく、もし、ダムありということで造った場合には、やはりそういった、各方面に適用されるような幅というものを、考えておく必要があると思うんです。地域住民、又は、そのダムの検討委員会の中で、どういうふうにするかということ、その中で決めていくと、そういうふうにした方が、僕はいいと思います。以上です。

風間部会長

それは、今のご意見は、倉並委員の表現でよろしいということなんですか。違うんですか。反対ですか。反対ですね。基本的には同じ表現だと思うんで、倉並さん、どうですか、原案の通りにさせていただいて、確かに不特定用水を検討する上では、水源の問題、これは当然必要になってくるわけですので、いろんなご意見もあるようですので、原文のとおりとさせていただきたいんですが。はい。

倉並委員

高田委員に失礼なんですけれども、勘違いされていませんか。ここに部会長案で、ここに書いていただいたのは、利水ダムという欄の問題なんですよね。ダム全体、多目的ダムとか、そういう問題じゃないんです。私が申し上げてるのは、利水ダムという欄に書いてある問題点、課題であるから言っているんです。その辺、勘違いされてませんか。

高田委員

今、おっしゃるようなことであればね、私もそれは、今の、倉並委員の考え方でいいと思います。

風間部会長

はい、どうでしょうかね、原案通りでよろしゅうございますか、すみません、はい、ではそのようにさせていただきます。次、10ページの12行目、はい、今のことに関してですか。

武田(富)委員

9ページに、小林優子委員の追加の問題があるんですが。

風間部会長

すみません、そうですね、これ、飛ばしてしまいました。すみません、同じ名前だったもんで。失礼しました。9ページの8行目、小林優子委員の方から追加の指摘がございまして、農業用水と上水で融通し合うためには根拠となる数値が必要であり、農業用水の必要量を数値化し、把握することが必要だという

ことのご指摘でございます。確かに、公聴会の時の資料の別紙には、別紙の2、こちらの方にはあの、記載、出ております。ので、これは、あの、必要だというふうに思っておりますので、追加した方がよろしいかと思えます。はい、どうぞ。

武田(富)委員

あの、私は、この問題で、随分意見を言わさしていただいたんですけども、その農業用水の必要量の数値化をするということは、かなり無理な問題があって、また、八ヶ郷では、そのことは拒否をされていることなんですけど、私はその、現実、いわゆる八ヶ郷と交渉するために、水田面積の減少、それからもう一つ雑用水の権限ということを持ち出していったわけございまして、この必要量の数値化をしるというふうに、私は申し上げたことは無いような気がするんですけど、公聴会の意見は、私、欠席しましたので、ちょっと失礼しておりますけれども、この辺、課題として必要量の数値化を入れるということ自身は、かなり無理があって、必要が無いことではないかというふうに感ずるわけなんですけど。

風間部会長

その辺のこと、事実関係、ちょっと検討室の方で説明いただきたいんですけど。

新家治水・利水検討室企画員

はい、この記載につきましては、既に公聴会資料第10回の時に、公聴会資料を皆さん方にご確認していただいた時に記載をしておいた事項でございます。以上です。

風間部会長

どうでしょう、これは追加をしておいた方が、これ一応これ資料として出されているものですので、逆に無いと、ちょっとおかしくなる可能性もあります。ですから、正確を期すために、そのようにさせていただきます。すみません、また戻りますが、10ページの12行目、小林優子委員の方からのご指摘で、飲料水として、これを、削除させていただきました。公聴会の資料の審議では削除をしたという経過がございましたので、第10回目の部会の時にですね、公聴会の資料の審議をやったわけです。その時に削除することになりましたので、削除させていただきたいと思えます。次、10ページの18行目ですね。これは、倉並委員の方から山ノ内分について別途検討が必要だと、これを山ノ内分については利用不可能だと、はっきり言え、ということなんだろうけど、どうでしょう。内容は、突き詰めるとそういうことになってしまうだろうけど、表現としてですね、あまり、過激に表現してしまうと、この検討委員会の方でも、余り議論として持ち上げにくくなってしまう可能性もありますので、別途検討が必要くらいの程度の表現にしておいていただければなというふうに思いますが、倉並委員、ご了解いただけますでしょうか。

倉並委員

別途検討と書きますと、何にも経過を知らない方がね、何か検討すれば山ノ内まで持っていく方法があるのかなと、こう安易に考えようだったもんですから、もうこれ、費用から考えても、恐らく不可能なもんですから、もうそれは使えないことは、はっきりしてるんで、山ノ内の分は諦めた方がいいよと、こういうことなんで、この山ノ内の水源としては諦めた方がいいよということだけだから、別にありのまま書いた方がいいんじゃないかなあ、誤解を招かないかなあ、こういうように考えた次第です。

#### 風間部会長

ただ、将来的にこの湧水が可能になった場合に、山ノ内では使うことができるという要素も残しておかないと、という書き方にしないとですね、ちょっとここでは表現しづらかったものですから、中野市北部のため、山ノ内町分について、別途検討が必要、はい、土屋委員、どうぞ。

#### 土屋委員

この湧水利用については、主に中野市の水源として、議論されたことは事実なんだけど、実際、使えるようになったときに、これもあの、幹事側からも出ておりましたけれども、湧水は、井戸の時の扇状地末端じゃないですが、似たような位置というか、あの、低い位置なんですよ。だから中野市自体が使うとしたって、それなりの対応をしなければ使えない水だと思うんで、恐らく。今はトンネル実際、掘って、両側から掘っていますが、真ん中まだ、貫通してなくて、水が出てるのは向こう側なんですよ。だから岩井の、あっち側から水を取る、だいたい、ことになると思うんですよ。中野市自体だって、その水がもし、水質・水量ともよくて、使えるということになったとしても、それを導水するには、かなりの経費を見込まなきゃならないわけですね。そういうことから言えば、たまたま中野市の水源として議論されたけれども、場合によっては、山ノ内利用ということも十分考えられると思うんですね。当面は、できるだけ経費をかけないで、いい位置からいい水をとということで当然やっていくんでしょうけれども、将来的なことを考えれば、かなり経費がかかっても、大掛かりな構想というものも、一方では必要になってくると思うんですね。そういう時には、これは決して山ノ内の水源としては、もう全く可能性が無いということも言い切れないわけですね、そんな意味で、この部会長案の方がむしろ、適当かなというふうに私は思います。

#### 風間部会長

どうでしょう、あんまりはっきり表現するよりもですね、利用不可能というふうに表現するよりも、この部分は、あくまで問題点、課題として記載している事項ですので、別途検討が必要くらいの表現にさせていただければというふうに思うんですが、よろしいですか。はい、ではそういう形で、原文でよろしくお願いたします。次、10ページの20行目、小林優子委員の指摘で、湧水の使用に当たっては日本鉄道建設・・・というふうになっております。これはですね、第10回の公聴会の資料の審議の中で、経過がございますので、追記させていただきます。次が10ページの25行目、これは小林優子委員の方から、井戸の位置を決定するにあたり、・・・ということでございまして、以下、このように書き直した方がいいんじゃないかと。井戸の位置を決定するにあたり、物理探査、井戸試掘、揚水試験等の地下水調査の必要性や、砒素、硝酸・亜硝酸性窒素の汚染が懸念される地域性等、地下水については不確定要素を多く含みながらも、新規水源の中心に据えるものとした、ということで、はっきりしないことを、もう少し詳細に書くと、そういう意味合いだと思うんですけど、それとは違うんですか。そうですか。ということなんです、これについてはどうでしょう、皆さん。はい、どうぞ。簡潔に、できたらご説明いただけますか。後長いもので。

#### 小林(優)委員

ちょうど同じ部分を、土屋委員の方でも書き直してもらいたいという、ちょっと整理してもらいたいということで挙がっているんで、私が書き直してもらいたいと思った理由は、この原案のままていくと、その砒素とか硝酸性窒素の処理が、絶対に必要であるというふうに、文脈から、そういうふうに取り取れるので、だから、場合によっては汚染の対策が必要であるというような、そういうふうな書き換えが、で

きたらお願いしたいということで、それは指摘させていただきました。

風間部会長

これは幹事の方で、どうでしょう。確認を取っておきたいんですけど。その土屋委員の方は、逆に小林優子委員と違う切り口ですね。違う表現にせよというお考えなんで、その辺整理しないと、お二言っている、指摘している点が、ちょっと違う。土屋委員の方は、むしろ有害物質除去装置はということで、あまりそういう、何ていうんですか、砒素とか、硝酸性・亜硝酸性窒素云々の言葉は、むしろ抜いて、発生する廃棄物の処理費用等というような文言にしたらどうかと。有害物質は、はい、どうぞ。

土屋委員

あの、全く同じ箇所について、小林委員と私のが出てるんですが、主な理由、修正の文言はちょっと変わってきてますが、主な理由は変わらないと思うんですね。その一番の理由は、砒素、硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設、この文章そのもの、ちょっとわからないんですがね、それにかかるということと、更には、そこから発生する廃棄物の処理にも費用がかかるという意味だと思うんですが、だとすれば、このままの文章でも、ちょっとこれは読み取りにくいというのか、おかしいかなというふうには思っているんですけども、この、いずれにしても、そういうものの除去にかかる費用については、予想はされるというか、ある場合もあるんだけれども、無い場合もあるわけですね、その水源がどこに決まるかによって。それをだから、必ず必要なものであるかのように位置づけてしまうのは、この間、問題になった、あの経過からいったり、今後の、実際に考えてみても、やっぱり、ちょっと、どうも適切ではないかということで、表現を変えてもらえたらということで出したんですけど。

風間部会長

どうしますか。幹事の方で、ご意見ありますか。部会の論議の中では、不確定要素が原因になっているので、財政的な問題になってしまうということは、確かあったと思うんですね。ですから、こういう問題になってるんですけども、確かに掘ってみなければ、あるかどうか、わからないという、あれもありますけどもね。ただ、そういう不確定だからこそ、そういう要素があるからこそ、財政的な問題まで波及して考えなければいけなかったという部分があったと思うんです。はい、石坂委員、どうぞ。

石坂委員

その不確定要素という言い方が、そういう意味ではね、お二人の意見も取り込んだ形になるかなと思いますので、この、除去施設から発生する廃棄物を処理が必要となりという、ちょっと、結構、断定的に言っている、この部分を、今、部会長がおっしゃった、不確定要素、小林委員のご意見では、地域的な特性みたいなものも表現されているんですけど、除去施設から発生する廃棄物の処理等、不確定要素もあることから、とかなんか、そんなようにしたら。表現はお任せします。

風間部会長

はい、小林委員、どうぞ。

小林(守)委員

ちょっと今の所で、廃棄物の処理が必要となる場合があり、というふうに入れていただければ、断定的

じゃなくていいと思います。

風間部会長

どうでしょう、そういう話なんですけれども、必要となる場合があり、財政的な問題点を残しながら、幹事の方、それでもよろしいですか。はい、では、そのように変えさせていただきます。土屋委員、まだありますか。はいどうぞ。

土屋委員

あの、文章表現の問題かもしれませんが、これでいいんですか。その調査や、これこれの除去施設から発生する、廃棄物の処理が問題だったんですかね。もちろん、これも問題だと思うんだけど、その前の除去施設を含めてなんでしょ、だとすれば、この文章、ちょっとね。すらっと読むと、読み取れないですよ。読み取れないというか、廃棄物の費用ということだけになっちゃうんですよね。その前の施設も含めるんでしょ、だから、施設や、やっていうのか、そうするとちょっと長くなっちゃうかな。

風間部会長

及びかな。

土屋委員

及びですかね、何か必要だと思うんですよね。

風間部会長

及び発生する廃棄物の処理が必要となる場合があり、と、それでいいですか。はい。じゃあ、除去施設、及び、違うな、除去施設及び発生する廃棄物の処理が必要となる場合があり、というふうに変更させていただきます。じゃあ次、今、土屋委員の方も一緒にやってしまいましたので、次の11ページ、下から13行目で、これも小林優子委員の方から出されております。ダム建設は、景観や河川生態系への影響が少ないことを検証した。また、現在も、猛禽類に対する調査を継続中であることを確認した、ということなんですが、もう少し踏み込んで、小林委員の方は、文章表現されております。これは、この小林優子委員の書かれた部分についての確認、ちょっとしないといけませんね。検討室、お願いします。

新家治水・利水検討室企画員

はい、小林委員さんのご指摘、ご意見の方は、更に、同日、第9回の部会で、自然環境につきまして、中野建設事務所の方から、調査結果の報告を行いまして、より詳しく書いてある事項であるというふうに取り取れます。ただし、私どもの、ここで、検証させてもらったという形の中につきましては、部会の審議の言い方なんですけども、一般的には、委員さん、又は幹事の方から事項が出まして、その事項というのは、調査とか資料的なもの等が出まして、その報告を受け、それを質疑を行っておるものにつきましては、検証という形で呼んでいるのが一般的でございます。以上です。

風間部会長

確かに、報告を受けたわけですけど、報告を受けたという表現で止めてしまいますと、その後、じゃあ何やってたんだということになります。やはり部会として、きちんと報告を受けた、その資料に基づいて、

議論をしたと、しなければいけなかったのが、この部会の目的でございますから、受けたという形でなく、原案のとおりにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。これは、そのようにさせていただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

#### 石坂委員

あの、議論をしたということは検証したということであるということ、そのとおりだと思いますけど、ただ、この短い文章から受ける印象は、この文章だけですと、影響は少ないんだと、皆で共通認識として確認したというふうにも、私は読み取れてしまうと思うんですよね。それだけ十分な検証をしたかどうかということでは、先程、ちょっと基本高水の項でもちょっと申し上げましたように、ダム全体の計画の、総合的な検証は、そういう意味での検証は、部会の議論では不十分だったということ、先程申し上げているわけで、だから少ないということを確認したわけではないので、そこで、小林委員のご報告を受けて議論をしたという範囲ではないかと、こういうご意見も出てくるわけなので、私は、そういう誤解を恐れないための日本語にするためには、生態系への影響について検証したというふうにしていただければと思いますけど。

#### 風間部会長

なるほど、影響について。いいですか。それでは、そんな書き方に變更いたしますか。影響が少ないことではなくて、影響について検証した、間違いですね、検証しましたね。はい。では、そのように變更させていただきます。について、と。次でございます。ちょっと、スピードアップさせていただければと思うんですが、11ページの下から7行目、綿貫委員の方から、受益者である市・町の財政負担が大きいことを確認した。これを、利水に関してはダムによらない案で、水道事業者である市・町の財政負担が大きく、水道使用料への影響があることを認識した。これはどうでしょう。これも、そのとおりだという感じがします。もう少し、表現を深めた表現になっておりますけれども、より一層、明確になるのかなあという感じがしますので、認める方向にした方がよろしいのではないかなと、私は判断しているんですが、よろしゅうございますか。はい。じゃあ、そんなことでお願いします。次でございます。12ページの6行目、松島委員からの地質についての追加でございます。これにつきましては、今日、松島委員がご出席されておられませんけれども、ちょっと少し長い文章になっておりますもんですから、私の方からですね、松島委員の方に、もう少しこの文章を簡潔に、まとめることができないかということをお願いした上で、少し縮小した形で追加をしたら、いかがかなあ、こう思っておりますので、ご了解いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。はい、ではそのようにさせていただきます。次でございます。12ページの8行目、倉並委員の方からでございます。問題がないわけではない、と記載されておりますが、もう少し具体的に表現して欲しいということなんです、これも松島委員の報告にあったものでございまして、ちょっと今日、来ておいでになっておられませんので、できましたら、この表現方法については、部会長の方に一任していただきたいんですけども、倉並委員、よろしゅうございますか。もう少し、ちょっと踏み込む、わかりやすく表現してもらっていいことですよ。

#### 倉並委員

先般の部会でも、この問題、議論されたんで、この表現、部会長さんの表現でもいいんですけども、さりとて、ちょっと曖昧なんですよ、曖昧なんです。何故曖昧かという、土木研究所その他では、もう安全だとおっしゃってる。だけど松島委員さんは、問題ないわけではないとおっしゃってるんです。ど

こがどう違うって、どうだっていうのが曖昧なんです。

風間部会長

はい、わかります、はい。ですから、そこをもう少し具体的に表現すべきだというふうに思いますので、松島委員の方に言って、もう少しちょっと表現を、違う表現で、わかりやすく表現してもらるように、私の方からお願いをして変えてもらうようにしますので、よろしく願いいたします。次でございます。13ページの2行目、小林優子委員の方から、以上の基本的条件を満たし、という所から始まって文章ですけど、これを、以上の基本的条件を満足し、かつ治水・利水とも原則として定量化できない案はダム代替案になり得ないとの観点で各委員が提案した治水・利水案を絞り込んでいった結果、次の2案が残った、という表現に変えた方がいいんじゃないかということなんですけれども、これ、定量化も確かに重要なポイントではあったんですが、ただ、こういう文章にしちゃいますと、何か定量化だけで絞り込んでしまったというふうに表現されちゃう可能性があります。例えば、用地の確保だとか、国立公園内の許可であるとか、あるいは漏水対策ですね、それから水利権の問題、事業費の問題あって、総合的に部会で判断をした結果として絞り込んでいったということが、正解だろうというふうに思いますんで、あまり、確かにこの、定量化という部分も、一つには絞り込む理由であり、観点でもありましたけれども、それだけを抜き出して書きますと、他は何の、じゃあ観点も無く絞り込んだのかということになってしまう可能性がありますので、ここのところをご理解いただきたいと思うんですけども、よろしいですか。もの足りない表現だと言われてしまうと、そういうことになってしまうんですが、逆に、小林委員の、この言葉を、文章を使わせてもらえば、かつ、治水・利水とも原則としてという言葉を抜いて、定量化、用地確保、国立公園内の許可、漏水対策、水利権、事業費等、総合的に勘案し、ダム代替案になり得ないといった観点でと、こうつながっていくのは、どうですか。それならいいですか。それとも、いくつかこう並べますよね、定量化、用地確保、国立公園内、漏水対策等と表現しますか。等の観点から、ダム代替案になり得ない、との観点、ちょっとまた、この辺言い回し、あれですけど、そんなような文章に変えていくのであれば、よろしいですか。はい、どうぞ。

小林(優)委員

原案の方で、以上の基本的条件を満足し、安全で安心できる総合的な治水・利水対策案として次の2案が提案され、ちょっと、ここがひっかかったもので、安全で安心できる案として、パラペットが提案されたというふうに、やっぱりそういうふうに捉えられてしまうので、これはちょっと、部会の審議の過程と違うんじゃないかと。やはり、いろんな条件、

風間部会長

でも、それは、パラペットに絞っていったというのは、より安全でより安心できるものを残すべきだろうということで絞り込んでいったということは、間違い無い事実じゃないですか。

小林(優)委員

その重点の置き方が、より安全で安心ということの絞込みじゃなくて、先程部会長がおっしゃったように、定量化できないとか、諸々の条件を満たすものということで絞り込んだってというのが、やはり現実な審議の進行じゃなかったかのかなと、私はそういうふうに捉えてるんですが、他の委員の方が、別にいいと言えば、私はいいと思います。

風間部会長

この安心で、安全で安心できるという部分を、これを例えば削除せよということであるならば、それじゃパラペット案とかですね、治水代案というものは、いったい何なんだと。これ、検討委員会の方に持って行って、審議対象になり得ないですよ、それを言い出したらですね。それでも可能性のあるものとして、ダムに代わる代案として、一番現実性のあるものを絞り込んでいこうじゃないかということで、ご審議いただいて、絞り込んでいったわけですから、そこをですね、安心できない、安全できないというような、その文言を載せるということであるならば、その代案の絞り方っていったい何なんですかと、いうふうに指摘された場合に、私は返答のしようが無いです。はい、石坂委員。

石坂委員

部会長おっしゃるように、どの案が一番いいのかなということで議論してきたことは確かですので、安全で安心できるということは、それでいいと思うんですね。ただ、議論の過程で、やっぱりデータ不足、私たちが、それ以上この前提条件の中では踏み込めないという部分があったことは確かですので、私は安全で安心できるということの前に、具体的に例えば、その、ここで色々挙げている定量化とかいうのを挙げるかどうかは別としてというか、挙げなくてもいいかもしれませんし、それはちょっと皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますけど、先程部会長がいくつか並べられました、そういういくつかの前提のもとで、安全で安心できる案を絞り込んでいったわけですので、限られたデータと条件と時間の中で。だから、そういうことを追加していただいたらどうでしょうか。つまり、結論から言いますと、以上の基本的条件を満足し、一定の前提のもとで安全で安心できる総合的な案を絞り込む議論をしたということだと思っんですけど、部会の経過からいいまして。

風間部会長

そういう経過ではありましたよね。あの細かく書いていけば、確かにきりないんですけど、部会の報告案ですから、はい、植木委員、どうぞ。

植木委員

できるだけ正確を期したいというのは、多分、部会委員の皆様の考え方だと思います。但し、こういったものをまとめる場合には、できるだけ簡潔にですね、しかも他の所で言っているのであれば、できるだけその辺は省略しながらですね、簡潔且つ適切な言葉をもって書くべきだというふうに思っております。そうした場合に、私は、この原案のとおりで私は別に問題ではない、十分であるというふうに私自身は思っております。一定の前提、今、石坂委員が言われた一定の前提のもとでというのは、これは非常に曖昧な表現です。それから小林委員さんが言われたような言葉は、先程のところでもいくつか入っているのではないかと判断は、私はいたします。ですから、私は部会長案の原案のとおりで賛成でございます。

風間部会長

はい、武田委員、どうぞ。

武田(富)委員

各委員さんが非常に熱心に文章を検討されたことに対して、非常に敬意を表するんですが、私は、こう

いう答申案というものは、最大公約数で、極めて簡潔にやるべきもんだと思っておりましたので、敢えて意見を申し上げなかったんですけれど、こういうふうに細かく言うことが許されるならば、私も色々意見を言わしていただいたので、それらが、だいが落っている点があります。先程の、農業水利の問題もそうですけど。まあ、きりが無いと言ったら失礼ですけども、これはひとつ、簡潔にやっていただくのが原則だろうと、こういうふうに思いますが。

風間部会長

本当にそういうことだと思います。これは皆さんの、共通意見としてですね、認めることができる報告にしなればいけないです。ですから、この部会の報告書に、ある特定の方の意見を取りまとめというわけにはいきませんから、ですから、簡潔に、を心がけて、私はなるべく、誰という、こう、特定の方の意見ということではなくて、皆さんの共通事項としてご理解を賜ったという内容のことを推測できるような文章を心がけて、このような文章にさせていただいておりますので、踏み込めばそれは確かに踏み込むことはできるんですけれど、そうやっていくと各々のご意見の違いというものも書かなきゃいけなくなってきたりですね、色々条件も書かなきゃいけなくなってきたりすることになってまいります。ですから、皆さんの見たいには非常にこう、心もとないし、何ともまあ簡潔過ぎる文章ではなからうかというふうに思う向きもあるかと思いますが、そういう観点で、是非、本当に言い出せばきりなくなってしまうので、あまりこの段階においてですね、自らのご意見というものを、主張を盛り込むというのは、かなりちょっと難しい作業かなと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。今の話になりますけど、そんなような理由からですね、原案のとおりに行きたいと思はしますが、よろしいですか。はい。そのようにさせていただきます。次、13ページの下から9行目、綿貫委員の方から、5本、1本当たり2,000m<sup>3</sup>/日と6本を削除。これは、そのとおりでございまして、カットしてくれということのお気持ちも、分からないわけではないわけですが、どうでしょう、綿貫委員の方から、これをカットすべき理由が、もし皆さんにお伝えすることがあれば、お話していただいても結構なんです。私は基本的には、これは削除してもよろしいかなと思いますけども。敢えて、ございませんか。中野市の方で、ちょっと何かありますか。

山田中野市水道部水道課長

すいません、中野市でございしますが、井戸5本、それから1本当たり2,000m<sup>3</sup>ということにつきましては、これは山ノ内さんも同じでございまして、現実的には調査をやって、どれだけのものが出てくるかということ。ただ、財政の方の比較として、実質的には量を決めないと比較検討ができないということでございまして、私どもも、この5本にこだわっているわけではございませんし、仮にもっと量が出てくれれば少ない本数でも済むわけで、逆に言いますと、前々から委員さんからお話がありましたように上流域でという話になってきますと、もっと量を掘らなければいけない、本数を掘らなければいけないという議論もあるわけでありまして、あくまでも1本当たり2,000m<sup>3</sup>を確保するという、最後の結びが確保するになってまいりますので、そういう形では、今後とも対応できていかないということでございまして、その部分を、その下にあります、中野扇状地の末端で1本当たり2,000m<sup>3</sup>/日と仮定するというものの方に、その文言を振り向けたい、向けていただければということで提案をしているものであります。

風間部会長

ということでございますが、そのようなことでよろしゅうございますか。では、そのようにさせていた

だきます。次いきます。13ページの下から4行目、中野市の新たな井戸水源の位置につきまして…というのですが、このような文章に変えた方がいいんじゃないか。読ませてもらったんですが、中野扇状地の末端が最も現実的と、第10回の部会で幹事から提案され、それに対して各委員から多数異論が出たものの、という部分のくだりの部分なんですけど、ここの議論の中で、異論を出されたのは、小林優子委員と土屋委員、お二人なんです。他に松島委員、試算ということで理解しておけばいいと。それから石坂委員の方はあくまでも試算の一つであると。倉並委員もこの試算でよい。綿貫委員は試算の一つというふうなご意見でございました。従って多数異論ではないんです。ですから、この点につきましては、ご理解をいただいて、原文のとおりで部会の一定の結論という形にとらせていただきたいと思いますと思うんですが、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

#### 小林(優)委員

じゃあ、簡潔にして幹事の提案により地下水が豊富であるというふうに、それを入れていただいたらどうかと思うんですが。

#### 風間部会長

これはですね、幹事の提案により提案をされたということで、そのいかにもですね、その幹事の方に責任があるかのような表現というのは、私はしちやいけなと思うんです。これは、部会が責任を持って議論をやってですね、結論を持ってかなきゃいけない話なんです。ですから、小林委員の意見とは違うものが提案されてあったとしてもですね、それは、議論の中で皆が共通認識して議論をしていったことは、間違いないことではないですか、それは。そこのところはですね、曖昧にはいけないところだと思うんです。その資料請求とか、その幹事の方は補佐をしていただける役として、やっていただきました。けども、その提案が、その主たるもので、それに対して審議しているわけでは、こっちはありませんから。あくまで、幹事というのは資料を提出するところであり、また私どもの求めに応ずる部分のところであって、主体は私ども部会員が、この議論をどうやって煮詰めていくかということにあったわけですよ。ですから、こういう表現を書きますとですね、何かこの部会報告というものの信憑性というものが、逆に失われてしまう可能性があると思うんです。はい、土屋委員、どうぞ。

#### 土屋委員

多数異論が出たというのは、部会長がおっしゃるとおり、その時の部会とは事情が違っていると思いますしね、あれなんですけど、ただ、今のような強調のされ方をしますと、あの、いや繰り返してはありますが、あの時に扇状地末端という言葉も使われてなくて、長丘地区だったんですよ、それは口頭だけだったんですよ、でも部会では一応口頭で長丘地区と言う話があったからあそこのことなんだといったんですけども、実際に、あの部会資料には、文字となってなかった、そこを見過ごしたということは、委員として責任でもあるんですが、公聴会では、もちろん文字にもなっていない、口頭でも説明されない。もうどこへ水源を求めても、これぐらいの費用がかかるものだというふうに、未だにそのしこりはあるんですよ。私は、これは非常にあの、何ていうか、誤解を与えたね、重大なことだったと思うんです。だから、やっぱりこの部分の表現についてはですね、公平にというのが、あくまでも、あの費用対効果というか、財政的なあの、費用計算上ここに仮定したんだということを、そのことを、もうちょっとはっきりさせておいてもらった方がいいと思うんです。小林委員の中にある、地下水が豊富であると推測されるとか書いてありますが、このこと自体だって、あまり提案の中では明確ではなかったんです。ただ、それぞれが推

測したわけですね。長丘地区だったら、それは扇状地末端で、水はあるかもしれないと。ということから、ここが、あの選ばれたのかなあなんて思ってたんですが、やっぱり地下水で、それを井戸水にするというところまでいって、その井戸をどこに求めるかということについては、あくまでもやっぱり調査をして、その上で決めていくというのが基本だったと思うんですね。その時に、費用計算上から、ここが一つの案としてあった、出てきたんですが、これがあの、まあマスコミの取り上げ方も取り上げ方ですが、一番の見出しになって、公聴会前にパッと広まったという、ちょっと特別な意味を持った事項でしたね、ここは、だから、やっぱり、今日幹事の皆さんもおっしゃっておるように、比較計算、費用の比較計算をする上では、やっぱり特定せざるを得ないわけで、その中で、この扇状地の末端ということが出てきたんだということ、少しどこかでね、わかるようにしておいていただきたいんですね。

風間部会長

はい、植木委員、どうぞ。

植木委員

先程の幹事によればという意見ですが、これは、私は、部会長がおっしゃったとおり、部会が主体ですので、幹事の提案というものは、これは含めるべきではないというふうに思っております。それからもう1点、この2行の、中野市の新たな井戸水源の位置は、ということなんですが、ここは多分もめるところだというふうに、私も思っておりました。果たしてですね、地下水の場所が推測された場合に、中野扇状地の末端と仮定していいものかどうかというようなことなんですね。実は、この辺は、今の段階でもですね、地下水源がどこに豊富にあるかというのは、なかなか判定はしにくい状況にあるというふうに私は思っております。そうした場合に、他にもそういった意見もあるというようなことであるならば、敢えてここにこのような、ある程度限定するような表現を残していいものかどうかという点が、ちょっと気になります。逆に井戸水源の位置というものを、ここで言わずにですね、削除という手はないものかというふうにも思うんですが、部会長いかがでしょうか。

風間部会長

はい。当初はこれ、まだ決めてるわけじゃなかったですから、あの書かない予定でいたんですけども、土屋委員の方の指摘があったりですね、いろんなお話があって、何を根拠に位置のことを、その公聴会にかけるんだというような議論の中で、末端部分に水源が一番求めやすいのではないかということの表現に、確か、なっていたと思うんですね。ですから、そこのところを敢えて意識しまして、このような表現になっているんですが、どんなものでしょうか。削除した方がいいということであれば、削除も考えますけれども。削除した方がよろしいですか。その推察、推測される中野扇状地の末端と仮定するというのは、取りますか。はい、倉並委員。

倉並委員

僕は、この部会長さんの案のとおりでいいと思うんです。何故かということ、費用も、こういう仮定の上に基づいた中で積算されてるんで、これ削除しちゃったら、削除してもいいけど、費用は、こういう前提で、費用ははじいているもんですから、別にあっても差し支えないと思います。

風間部会長

はい、どうぞ。

石坂委員

この報告案の流れの関係上、議論の過程のことを、公聴会前のことを述べているわけですよね、今のこの部分は。だから、最後の結論の所で、どうするかという問題とはまた別なんで、議論の過程で、確かに異論もあったわけですが、公聴会への意見をお示しするに当たって、今も倉並委員からご意見出たように、一旦仮定をしまして、それが、あくまで結論ではないんだけど、財政試算上仮定したことは確かですのですね、私もこれでいいと思うんですけど、必要ならば、財政試算上とか、公聴会に示す案に当たって仮定したと。仮定したわけですよね、あくまで結論ではなくて。ここの部分はそういうことだと思います。それから全体、流れはそういうことでもいいと思うんですけど、この部会の報告のとりまとめのポイントとしては、この前も確認したように両論併記ということですので、一つの案にまとめるという場合と、両論併記の違いということ言えば、やはり両論併記の場合は、それぞれの案のご意見を言われた方のご意見を、そういう意味では、より正確に反映していくと。一致してないわけですからね。そういうことは大事な配慮かと思います。私は、だからこの部分は、これでいいと思います。

風間部会長

はい。植木委員、いかがですか。ちょっと、はい、すいません。

小林(守)委員

あの、植木さんの意見もいいんですけど、まあその、おっしゃっていることは一緒なんですけど、井戸水源の位置は、その財政試算上、扇状地末端と仮定したというふうにしていただくんであれば、位置は特定してないんだけど、試算上仕方なく決めたというふうにしていただければ、優子さんとかの方もいいんじゃないかと思いますが。要は、ここで決まりだというのはよくないと言いたいということだと思います。

風間部会長

いいですか。はい。じゃあ、中野市の新たな井戸水源の位置は、財政試算上、という一文を入れて、地下水が豊富であると推測される中野扇状地の末端と仮定する、ということによろしいですか。はい、じゃあ、そのようにさせていただきます。次ですが、13ページの下から3行目、中野扇状地の末端と仮定する、これを中野扇状地の末端で、一本当たり2,000m<sup>3</sup>/日と仮定する、ということですが、これは、そのとおりによろしいかと思うので、修正を既にさせていただきました。13ページの下から3行目、これは小林守委員の方から、追加して入れてもらった方がいい文章があるということで指摘がございます。角間川上流安南平付近にて中野市及び山ノ内町の井戸水源を求められるならば、砒素、硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設・費用及び送水動力費が不要となる可能性がある。角間川の上流には砒素が少ない。硝酸等は、山ノ内町では出現しない。高地であるため動力が不要である。これまあ、ありがたいご意見なんですけども、ここにその水があるかどうかの議論というか検討というか、それが、この部会の中ではなされてない。そういうご意見は、今、賜りましたけれども、あくまでこの報告書というのは、今までの数回にわたる部会の中で何を審議して、どんな結論になりましたかということを検討委員会に持っていくものですので、ご意見としては承りますけども、報告書にはちょっと、申しわけございませんけれども、ということによろしくお願いいたします。次、14ページの6行目でございます。ダムの洪水調節により、下

流地域の治水効果が得られる。これをダムの洪水調節により、下流地域に一定の治水効果が得られる、ということなんですけれども、「一定」を入れるか入れないかということなんです、河川課の方で何かこのことについて、ご意見ありますか。

北村河川課課長補佐ダム建設係長

はい、河川課でございますけれども、治水効果というのは総合でやるものですから、その一つ一つが、その一定とか、そういう形で表現されるとですね、何かちょっと、おかしいんじゃないかと思えます。そういうものですから、ここで一定と使うのは、ちょっと不自然かと思えますけれども。

風間部会長

何かこの、ダムの話の根幹に係わるような議論になってきそうな、要素を含む話なんです、どうでしょう、実はですね、この表現についてはですね、他の部会では、一定のとかいう表現をしていないんですよ。ですから、角間川だけですね、このダムのことについて一定の治水効果が得られるというふうに評価しちゃいますと、ちょっと他の部会とのバランスが崩れてしまうという可能性も出てきますので、言いたい趣旨の部分はわかるんですけれども、一応その表現の公平性から、一応ですね、下流流域の治水効果が得られるというようなことで、ちょっと、ご理解いただきたいんですけれども。言い出せばきりないところなんです、ここはね。よろしいですか。はい、すみません。次14ページの7行目です。大熊委員の方から、洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐことができるという文章を、洪水時のダム上流域からの異常な土砂流出や流木を防ぐことができる、これは、ダム上流域からの、という一文を入れて、こういう文章にしてくれということなんです、これはこのとおりで結構だと思いますので、修正をさせていただきました。次に14ページの8行目、これも大熊委員の方から、維持流量を確保することにより、水質の保全や渇水期における魚類等の生息環境を確保できる、という文章を、もう少し踏み込んで、ダムでの貯留によって落ち葉等がヘドロ化し水質を悪化させ、魚類等の生息環境を遮断するが、異常渇水期に維持流量を放流することによって、下流の水質や水温を改善し、魚類等の生息環境を改善することもある、という、文章にしたらどうかと、こういう話なんです、利点と欠点を分けて整理する方が、分かりやすいと思いますので、このように変更を、既にさせていただきました。それから14ページの9行目、これは小林委員の方から、追加で文章を入れてくれという話でございます。土砂の流出量は角間川の水系よりも横湯川水系の方が明らかに多く、角間ダムを造っても、夜間瀬川全体の根本的治水対策にはならない、という文章を入れてくださいということなんですけれども、これは、こここのところも散々出て来たところで、例の落合、横湯川砂防の、砂防事業、地すべり事業の話はですね、ダムとは切り離れたところで、当然、進捗を見なければいけないし、県としても事業を推進していただかなければ困る所であるということは、部会の部員の皆様方、確認をさせていただいているところでございまして、切り離して県に推進してもらおうよという話になっているところですので、こういう追加文を入れますと、その切り離して議論をしてきたという意味合いが、またこの、戻ってですね、ダム要る、要らないの話に、その横湯川の砂防事業の話が、また入り込んでくるというような表現になってしまうんですね。ですから、この追加を入れるというよりも、重ねてでございますけれども、先程の落合・横湯川砂防事業の話は、有る無しにかかわらず、何としても進めていただかなければいけない、これからの大きな土木事業であると、県として責任ある対応をいただかなければ困るんだということで、他のところにですね、記載をしてございますので、そういう表現で、ご勘弁願いたいんですけれども。よろしいですか。はい、よろしくお願いたします。次いきます。14ページの14行目、水質の不安定な水道水源の転化が図られ、安心した水道水の供給が図られる、これを、良質

な希釈水が確保でき、水質の不安定な水道水源の一部転化が図られる、ということになるんですけども、この文章にもし代えるということになりますと、ダムの水は、その希釈をするために、そのダムを造るという意味合いになってしまうような気がするんですね。ダムというのは、あくまで安全供給、水の安定供給ということで、主たる目的は、利水の場合はあるわけでございますので、希釈のためにダムを造るわけではないので、この文章に変えていくというのは、ちょっと困難があると思うんですが、そんなことでご理解いただきたいと思います。よろしいですか。はい。次、14ページの9行目、これも追加してくださいということなんですが、ダムの水の恩恵を全市民が受けるわけでもなく、水質の問題がすべて解決できるわけではない。ここは、再三、小林優子委員も部会の中で主張されていた部分ではあるんですけど、どうですかね、個人的な事実関係を、じゃあ、ちょっと中野の水道課の方で、どんなご意見あるか、この文章入れた場合ですね。

山田中野市水道部水道課長

小林委員さんからダムの水で恩恵を、全市民が受けるわけではないということにつきましては、前々からフロー等で、その範囲をお示ししていきっているわけでございますけれども、それらによって全市的な水質の改善という形のものも、一つは入れているわけございまして、ダムから取水をすることによって、他の水源そのものを減量する、いわゆる地下水の関係につきましても、砒素の入っているものについては、逆に言いますと廃止をするというような施策も、その中に入れているわけございまして、それを敢えて全市民が受けるわけでもなく、というふうに言う必要も無くてですね、全てその水質の問題が解決できるわけでもない、というふうにも捉えておりますので、そんな観点から言いますと、追加の必要は無いんじゃないかなと思います。

風間部会長

水質の問題が全て解決できるわけではないことはね、そのダム案にしても、あるいはダム無し案にしても、双方共通するといいますか、双方の欠点といいますか、両方共に共通することありますから、ここで、ここに追加するということであれば、両方に書かなきゃいけないだろうし、先程の、部会報告ということの簡潔性の意味合いから考えますと、両方に書かないなら両方に書かないということで、これを追記しなくてもよろしいんじゃないかと思うんですけど、よろしいですか、そういうことで。はい、どうぞ。

小林(優)委員

今の文章と、その前の、水質の不安定な水道水源の転化が図られるというのと、これ二つ、これ関連してるんですけども、この二つ一緒にして、全部転化が図られるわけじゃないので、一部転化が図られるというふうに、その転化の前に一部と入れていただければ、この二つの文章は無くてもいいと思います。

風間部会長

水道、水質の不安定な水道水源の一部転化が図られ、安心した水道水の供給が図られる。どうでしょう。竹内委員。

竹内委員

入れることはいいんですが、ちょっと表現、工夫しないと意味わかんないですね、一部転化で。

風間部会長

転化という言葉がまずいのかな。だけど、ダムを支持する人から見れば、こういう表現の方がいいんでしょうし、ダムを支持しない方に見れば、これでもまだ足りないくらい、なっちゃうんですよ、ですからそういう表現。

土屋委員

短い言葉の中に、やっぱりそういう思いが込められるもんだから、なかなか表現上つまずくんでしょうけれど、だから、ここは水質の問題ですからね、現在有る水源にしても水道水源とは限られていないのも事実だし、そこみんな抜いちゃって、水質の改善が図られるくらいの簡単なものにしちゃったらどうですか。

風間部会長

転化が図られると。

土屋委員

ええ。これはダムによる案の、利水のあれなんですよ、課題、利点・欠点なんですからね。そこへ前提が付いてるんですから、そのことによって、あの、何だ、水道水の水質の改善が図られるくらいでまとめれば、まとまる…。

風間部会長

でも、あの公聴会の時にもですね、ダムの利点・欠点ということで、利点の部分で、こういうふうに表示してるんですよ。ですから、ことさらにこの部会報告で、これまた変更しちゃうと、何でここで変わってんだという話になっていっちゃいますから、ご勘弁いただけませんか。それぞれ掘って立つ所が色々おありになると思いますけれども、ダムを支持される方、ダムを支持しない方、それぞれ両論併記という結論には間違いはないんで、そういう報告、そういう方針の中での報告書ですから、両方にとって、都合の悪いといえますかね、そういう表現にしては、ちょっとまずいですから、ご理解をいただきたいと思います。次いかせていただきますけども、またこれも追加ですね。ダム予定地の原水の水質検査結果から、鉄・マンガンの値が異常に高く、導水管の閉塞を招く懸念がある、という追加すべきことだということなんですけど、このところは、確認されているんですか。導水管の閉塞、現状認識のところでどこでしたか、ちょっと確認させてください。

山田中野市水道部水道課長

ちょっとすみません。

風間部会長

はい、お願いします。

山田中野市水道部水道課長

よろしいですか。小林委員さんが、こういうふうにかかれたのは、実を言いますと、平成14年の7

月に私どもが角間ダム地点の関係で水質の検査をした際に、鉄分とマンガンが、基準値を超えて検出をされたということでございまして、私ども、今までお出しを申し上げてきましたのは、平成12年・13年に調査をした段階の中におきましては、基準値以内であったものが、14年の7月の検査によって0.92というような数字が出てきている。というものを受けて、このお話をされているというふうに思うわけであります。審議の過程からいいますと、それよりかも経過をした年度の水質検査の結果に基づいて、このお話が出てきているということでもあります。そんな意味から言いますと、部会の中で、このお話を申し上げてきておりませんので、少なくとも、部会の審議が始まる前までの水質そのものでお話をしているという形ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### 風間部会長

なるほど。確かに落合の部分ですね、鉄・マンガンが非常に含まれてるという話は、確かにあったんですね。だけど、ダムサイトにおいては、これは検討というか、資料も出されてないですね、ダムサイト部分については。鉄だ、マンガンだという議論はなされてなかったと思います。ですから、部会の今までの議論の中では、確認されておりませんから、そういう資料はあったかもしれませけれども、小林委員の中では、ですが、共通認識として書き連ねるところまでは、ちょっと議論になっていなかったと思います。そういうことでご理解いただきたいと思っております。次に、これは小林守委員の方から、これも追加で、堆砂処理費用が高み、水需要が予定より大幅に少ない場合は、水道料金の負担が増大する、という追加の文章を入れたらどうかと、こういうことなんです、堆砂処理費用、これも確かに議論になったところで、どういうふうに計算するかということは、なかなか、確か出なかったと思うんですね。101年目からは出るけどみたいな話だったんだと思うんですけど、それを入れるのか入れないのか、ちょっとすいません、これも確認させてもらいたいんですけど、河川課の方で、堆砂処理費用が高むということについては、どういう経過でしたか。

#### 渋川中野建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

中野建設事務所でございますが、101年後の土砂排砂について説明させていただいたときは、4億円ほどでしたか、そういうことでやったんですが、土砂対策については、第三者掘削ということで、前々からご説明させていただいております。行政側としては、そんなに費用がかからないんじゃないかというふうに説明させていただいております。

#### 風間部会長

ちょっとこの点については、検証不足みたいなのところがあったようですので、申しわけございませんけど、部会報告の中では、はい、ということで、よろしく願いいたします。すいません。14ページの下から10行目、倉並委員の方から、ダム事業費より安価である、これをダム事業費より安価であるが、下流部へ堆積する土砂の除去が必要である、ということなんです、これも、同じその堆砂の処理の話になりますが、これも、今と似たようなあれになると思いますが、ダムの有無にかかわらず、結局その下流における堆積した土砂というのは除去しなきゃいけないという運命にあるわけで、除去が必要であるというふうに敢えて書いても、ダムの場合も、結局取らなきゃいけないし、ダムで無くても取らなきゃいけないということですので、その確認はしてあると思うんですね。ですから、どうでしょう、これも、そのままの通りにさせておいていただきたいんですけども、よろしいですか。はい、すいません。次でございますが、井戸の位置を決定するに当たり、ということ、井戸の位置が決定されておらず、決定するに当たり、と

いう文章にしたかどうかということなんですが、確かに井戸の位置を、別に決定しているわけではありませ  
んし、今後、もちろん電気探査等々で位置を決定していかなければならないという、段階を踏んでい  
かなきゃいけないわけですけども、部会の議論の中では、井戸の位置については、当然決定するに至っ  
ない。財政ワーキングで試算する上では、先程の話の、だいたいどの部分にありそうなのかぐらいのこ  
とは、予見はしておかなければいけないだろうということで、扇状地の末端部というような表現ではござ  
いましたけれど、今の段階では決定してはおりません。ですから、これを入れますと、ちょっと二重に  
どくなってしまうかなという感じがいたしますので、これも意味してることは同じだと思いますので、そ  
のままにしておいていただければ、そのままにしておいていただきたいんですけども。現状の文章でよ  
ろしいですか、倉並委員。はい、すいません。次でございます。15ページの1行目。追加の文書で、水需  
要が伸びない場合には、井戸本数が少なくなることが可能である、本数が少なくなる、することが可能  
である、だな。少なくすることが可能である、という文章を入れたらどうかということなんですが、これは  
井戸本数が多くなる可能性というのも無いことは無いという、今の現状ではですね、ことも言えちゃう  
んで、こうやって規定することも、逆に追加文として入れることによって、制限してしまうということは、  
ちょっと部会としてはとりづらいと思うんで、ご理解いただきたいと思うんですが、すいません、よろし  
くお願いします。次に15ページの2行目、倉並委員の方から、将来枯渇の可能性があると、将来枯渇の可  
能性があり、安定供給が望めない、という文章に変えたらどうかということで、これもはっきり言ったら  
どうかということなんですが、確かにそのとおりではあるんですけども、望めないというふうに言い切  
ってしまいますと、部会として本当に否定しちゃうというふうに意味づけることになっちゃうんですね。  
ですから、どうかと思うんですけど、せめて、この懸念される、安定供給が懸念されるとかという表  
現であればですね、まだこう、表現としては余地を残すといいますが、断定しないで済むんじゃないかな  
と思うんですけど、どうでしょう、懸念される、安定供給が懸念される、でいいですか。はい。そのよ  
うな表現でよろしくお願いたします。次、15ページの5行目、小林守委員の方から、電気料、維持管理費  
等が高くなり、給水原価への大きな影響が生じる。これを、井戸の位置によっては、という文章でやっ  
たらどうかということでございます。これはそのとおりで、入れても意味は通じますので、修正をさせて  
いただきました。次に15ページの7行目、追加文章で、小林委員の方から角間川上流部で井戸が新設でき  
た場合、水源取水は自然流下方式で経済的で且つ電気料・水質・維持管理費等が不要となり、給水原価が縮  
減される、ということなんですが、ここのことにつきましてもですね、上流部の話なんですね、これも部  
会の中で、残念ながら審議がなされてなかった部分ですので、誠に申しわけございませんが、意見とし  
て拝聴させていただきますけれども、部会報告に盛り込むまでは至らない議論だったと思いますんで、すい  
ませんけど、ご了解いただきたいと思います。15ページの下から2行目の、農業用水の安易な転用は控  
えるべきであるという文章を、農業用水には夏の渇水期にも一定の水量があり、水に困ることはない、  
ということなんですが、これはですね、公聴会の意見なんで、この人の意見を変えるというわけには、ち  
よっといかないと思うんですけど、はい、何かありますか。どうぞ。

#### 小林(優)委員

竹原にお住まいの、あの農家の方のご意見で、公述番号9番の方のご意見なんですが、同じ方の発言  
なんですが、冒頭に、非常にあの、農業用水には満足しているというふうに冒頭におっしゃって、話の最後  
の方で安易な転用は控えてもらいたいと、同じ人の意見なんですけども、ちょっと対応的に、その前の、  
あの の所に、農業用水に、本当に必要な時期に水が無い。よって表流水からの割愛はできないという  
のは、山ノ内の北原堰の用水を使ってらっしゃる方からの意見で、この対応が、同じ農業用水に関して、対

応が不十分じゃないかなと思って、転用は控えるべきであるというのは、これ中立的な意見で、ダムであれ、ダム無しであれ、転用は控えてもらいたいという、これは中立的な意見だと思うので、ちょっと対応が、これだと不十分じゃないかなと思ったので指摘させていただきました。

風間部会長

確認したいんですけど、検討室の方で、これ、どういう文意で述べたんですか。

新家治水・利水検討室企画員

今の小林委員さんの、確かにそのように言っておりますが、ここで、一方ダムによらない治水・利水に望む住民の主な意見等は、ということで、ここに 番ということで、別にと対比しているわけではないと思います。ダムを望まない方にも、こういう意見があるということで、ここに載せて、こういう形で付記できる形の中で、ここに入れているようなふうに考えますけれども、委員さんの方から、小林委員さんから言われた、9番の公述人の方の武田さんは、そのまま、おっしゃるとおり、最初の前段で、一定の水量があり、差し迫っていることが無いと言っています。但し、他の委員さんの中では、大変水に困っているという委員さんの方も、いらっしゃいました。それは確かでございます。以上です。

風間部会長

ということで、確かに言っているんですけど、農業用水の安易な転用を図るべきではないという、公述はなされてますので、これを変えるというのも、ちょっと、あれですので、このまま、これは残しておいていただいても間違いではないですから。この文章、確かに公聴会で発言されている内容なんです。ですから、これは載しておいておかしくないことではあると思いますので、ご了解いただきたいんですけども。どうぞ。はい。

石坂委員

そうであれば、正確に、この の方の前に、そのとおり書いたらどうでしょうか。豊富で困っていることではないけど、安易な転用は控えるべきであるというのがこの方のご意見だと思うんですね。

風間部会長

この前の文章というか、文意というか。

石坂委員

5番の方は困ることがあると、だからということですし、5番で、あの、この真ん中へんの方は、この方のは、豊富で困っていないけれども、転用は控えるべきであるというのが、正確な言ってらっしゃることだと思うんですけども。

新家治水・利水検討室企画員

公述を読み返しますと、直接そう言うてはおりませんもんで、今、石坂委員さんの方からおっしゃられるよりは、この今の、小林委員さんの部分を、一つ追加させるという、これだけ追加させるのは間違っておりませんもんで、要は、5番は、農業用水の安易な転用を避けるべき、これは、このまま正しくおっしゃっております。ですから、5番の後にするか、4と5の間に入れるかは、またご審議いただきますけれ

ども、確かに9番の方は農業用水は、夏の渇水期にも一定の水量があるので水に困ることはないという文章を、ここの所に一つ入れたことが、一番議事録に正しいことだと思いますが。

風間部会長

それはどういう意味ですか。だから、この文章を残して、その何、続きで、但し、農業用水には、夏の渇水期にも一定の水量があるので、水に困ることはない、こういうんですか。それとも別に にするんですか。

新家治水・利水検討室企画員

すいません。同じですので、今石坂委員さんの形の中で、全然問題ないと思います。

風間部会長

じゃあ、そのように変えていくということで、つなげて追加で。ではそういうようお願いいたします。次、18ページの9行目ですか。中野扇状地の末端に井戸を求めることを前提に、これは幹事の提案によりというふうに付け加えるということなんですが、これは先程申し上げましたとおり付け加えるわけには、ちょっと参りません。ご理解をいただきたいと思います。次に18ページの下から10行目、大熊委員の方から、ダムに土石流防止の効果を求める反面、という文章を、ダムから上流で発生する土石流をダムによって防止できる可能性がある反面、これ、文章の文脈上、主語、主語・述語というか、そういうものを明らかにした方がいいと思いますので、そのように変更させていただきました。続きまして19ページの8行目、汲み上げ方法は、住民投票等を視野に入れて考えるべきである。住民投票のことにつきましては、その後も、土屋委員、中山委員、綿貫委員と、倉並委員も、その旨に入ろうかと思いますが、ご意見があるようでございます。この住民投票を視野に入れて考えるべきであると、私、ちょっと表現方法が、若干、ちょっと自分の思い入れもあるせいか、そういう表現になっているんですが、これは、一つの選択肢としてですね、今後県がどういう方針を出すにせよ、住民の民意のすくい方、汲み上げ方という、一つのツールとして住民投票というのはあり得ていいんじゃないかというふうに思っているわけです。ここの部分、確かに住民投票について議論したわけではありません。ですが、今後、我々の重ねてきた議論、部会報告、それを受けて検討委員会が、あるいはその検討委員会からの答申を受けて知事がどのような方針を採るにせよ、やはり住民の考え方、意向というものを汲み取っていく手段というものが必要になってくるんじゃないかと。確かに住民の代表として議会とかあるわけでございます。そしてまた首長さんもまた、直接投票で選ばれている方でございますけれども、しかしながら、一般の有権者の皆さん方は、その政治家を選ぶにあたって、その政治家の全ての考え方を認めて投票しているわけではございません。従って、何か問題が出てきた時に、それが政治家が、全て自分の代わりに代弁してくれるというようなものでもないわけでございます。そこが今、民主主義の大きな、新たな問題点として出てきている部分でございます。それを埋め合わせる一つのツールとして住民投票という在り方が、今問われてきているわけございまして、今長野県内でも各地で住民投票したらいいんじゃないかというご意見もございまして、あるいは県としても常設法の住民投票条例を作るべきではないかということも、知事の方もお考えになっているわけでございます。そういう中で、それこそ、水の問題、飲み水の問題、しかも洪水を伴うかもしれない治水の問題、これは流域住民にとってみれば、最大の懸案事項といってもよからうという問題だと思います。これを議会の皆様だけ、あるいは首長の皆様だけ、あるいはこの部会の皆様の意見だけで決めていっていいもんかどうかということは、これは民意のすくい方からいって、疑問が残る点であろうと私は思ってお

ります。従って、私はこういう表現の仕方をして書き込んでしまったんですが、住民投票も一つの方法として考えられる、汲み上げ方法として考えられる、というぐらいの表現でも私はいいと思っているんですけど、住民の皆さんの意向というものを、聞く瞬間、シチュエーションというものが、いずれかの瞬間には来るんだろうというふうに、私も思っているんです。それが住民投票になるのか、住民アンケートになるのか、あるいは住民投票ではなくて議会が代弁しているではないかという、それぞれの町の考えや市の考えもあるかもしれません。いずれにしても、住民の声を聞かなくてはいけないというシチュエーションは、いつか必ず来ると思います。その時に、一つの選択肢として、こういうものも考えられるというふうに提案してあってもですね、いいんではないかなと。これ私の個人的な考え方で、今まで皆さん方のご意見を色々聞いてまいりましたが、一つぐらいは私も何か主張させていただきたいなど、そんな気持ちもある部分もございまして、確かに議論はしておりませんが、楚々と入れさせていただけば、ありがたいなあと、こう思った次第でございます。どうでしょう、皆様方のご意見を賜りたいんですが、はい、石坂委員。

石坂委員

大変、あの住民の思いを汲み上げる、部会長の熱い思いといというのはわかったんですが、ですから文章表現でね、べきであるとする、部会ですごく議論された結論という感じになってしまうので、今部会長がいわれた、考えられるという表現でいかがでしょうか。

風間部会長

ありがとうございます。はいどうぞ。

武田(富)委員

言葉はともかく、せっかく部会長さん、そういうふうにおっしゃったのを誠に申しわけありませんけれど、私は、この審議の過程で度々申し上げたんですけれども、市の水道に対する、利水に対するPRが足りないということを指摘してきたんですが、そういう意味からいきますと、少し、せっかくの部会長さんのご意見ですけども、住民投票等というのは、少し強すぎますので、小林優子委員の方がいいかなあというふうに感じますが、あとは部会長さんのご判断で、と思います。

風間部会長

あの住民投票やるのか、住民投票等をやるのか、最終的にそれを決めるのは首長さんであり、あるいは住民の方から上がってきたご意見であり、あるいは議会の方から出される意見であり、とうことになって決まっていくわけです。ですから、今、市長さんもおいでですけども、市長さんの判断、その時点における判断、あるいは、もしその時点で住民、長野県の常設型住民投票条例ができていすれば、知事の判断というのもあって、やるのかやらないのかということが初めて決まるわけで、そういう可能性はやはりあると思うんですね、ここから2年、3年後とか、あるいは4年後とかということ考えた場合に、むしろ増えてくる可能性が、私はあると思うんです。それを否定していくというのもちょっと、難しいのかな、否定するというのを部会報告でどうのことじゃないんですけど、どちらかという、私の思い入れに近いものもあるんですが、そういう、こう民意のすくい上げ方というのが、示すことが、皆さんのご理解のもとと言いますか、ご理解のもと、部会長が、そう言い放っていたということで、ご理解いただければですね、私も何かこう、この部会に参加したなあという気持ちになるんですが、皆さ

んのご意見も散々、私も聞かせていただいて、なるべく多くの意見を汲み取らせていただきましたが、私の意見も、一つぐらいは、あの汲み取っていただければなああと、こう思っておりまして、それも汲み上げられたとしても、強制力を持つものでもありませんし、そうすべきだという文章にもいたしません。今のような、石坂委員のご指摘があったような形で、その汲み上げ方法は、住民投票等も一つの方法として考えられるという、極めて、何と云うか、緩い表現方法にさせていただいても私は構わないというふうに私は思っているんですが、ご理解いただければ、その一文を付け加えさせていただきたいんですが、いかがなものでございましょうか。どうぞ。

#### 綿貫委員

あの、表現を最終されるときに、これが住民投票なり何なりが行われて、結論が出ていく形態というのは、私は非常に理想的な形態だとは思いますが、今まだそのプロセスというか、ステップだと思しますので、そのことが、絶対、更にベターな方法なんだというふうに、現時点でいってみれば、決め付けるような形を取りますと、反対の意見も多く出てしまうと思うんで、そのことによって、「そうだ、住民投票みんなで行おう」とこう、ことになっても、今の体制の中では、なかなか説明も下手くそだし、また理解する方でも大勢の人たちがよく理解をして判断をするということが、なかなかまだ、いかない時点でないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### 風間部会長

住民投票の、その考え方については、まだ、徹底されて無い部分も若干まだあると思うんですけれども、ちょっと付け加えると、例えば議会で議決したことを住民投票で問う場合もありますし、あるいは議会と理事者が、ある懸案問題で衝突してしまうような時に、どのような議決にもっていったらいいのか、参考意見として住民の皆さんに聞こうと云って、議決の前にですね、民意を問う。その結果を絶対とするものではなくて、あくまで参考意見として重要視しなければいけないという位置づけだと思うんです。それを考えて、民意がこういう方向にあるなということをお案した上で議会がどう判断をし、あるいは首長もどういうふうに施策を展開するかというような使われ方が、最近多い住民投票のパターンなんですけれども、それは、今後ですね、どんな展開になっていくかわかりません。それは、その町その町で採られる手法というのもあるでしょうし、また懸案の課題というものもですね、その時その時に出てくる課題も、大きな問題であったり小さな問題であったり。大きな問題であれば沖縄の普天間の問題も出てくるし、小さな問題となれば、本当に町の中の、町レベルで考えていいことも住民投票にかけてもいいということになっていくわけございまして、いろんなものが考えられますけれども、いずれにしても、そういうことも一つの方法として考えられるということで、できましたら、ご了解いただいて、一文付け加えをさせていただきたいんですが、はい、どうぞ。

#### 小林(優)委員

住民投票は、将来にわたって排除しなくてもいいと思うんですけれども、それよりも今現在、私たち住民として行政にお願いしたいのは、私がそこに提案してありますように、水道事業者の説明責任とか、情報公開とか、あと私たちが直接意見を言えるような、そういう機会を作っていただくとか、それを、今すぐやってもらいたいことで、というのは、知事が脱ダム宣言を出されたその後に、住民としてダム計画はどうなっているのかということが、市の水道課から説明いただきたいということで、水道週間にちなんで、是非そのような機会を設けてくださいというふうに、私たちの方で申し入れしたことがあるんです。こち

らでお願いしたものですから、水道課の方でも、そういう機会を作ってくれたんですけども、住民の方から、そういうふうに申し入れをしなくても、率先して、やはり説明責任というものを果たしていただきたいというふうに、そういうふうに思ってますので、この私の提案のものも、ちょっと、どこかに反映させていただけたら、ありがたいと思います。

風間部会長

これも大事なことではあると思います。情報公開、それから説明責任という部分においては、この議論、あの部会の中にもですね、議論の中にも入っていたことだと思います。そうですね、水道事業の説明責任、十分な情報公開、それに対し受益者が直接意見を言える仕組みを整えるなど、今後の水道施設の在り方の転換が図られるべきである。どうでしょう。はい、倉並委員どうぞ。

倉並委員

部会長さんにお聞きするんですけど、表現の問題だけでちょっとお聞きしたいと思ってるんですけど、汲み上げ方法はというのを抜いちゃうわけにはいきませんか。住民投票等視野に入れて考えるというのは書いてもいいと思うんです。部会長さん、おっしゃるとおりだと思うんです。ただ、その汲み上げ方法と書いてしまうと、何か、何を民意に問うのかということがボケちゃうんですね。だから、その汲み上げ方法、何を問いたいのかというのが具体的にあれば具体的に、そこへ入れてもらえばいいし、今の時点でなかなか具体的に民意を問うことを書けといても難しい段階だと思いますので、その汲み上げ方法というのの抜いちゃって、民意が尊重されるべきものであり、点をいたしまして、住民投票等を視野に入れてと、こうやっておけば、いいのかなあと思うんですけど、その点、いかがですか。

風間部会長

はい。その意図するところは同じなんでしょうけれども、私も先程申し上げましたとおり、住民投票が一つの民主主義のツールであるということの意味合いの中には、その住民の意見や民意を尊重した上で、どうやって聞くのかという、そういう意味でのツールということをお願いしたかたから、ですから、じゃあ、その民意を汲み上げるツールとしての方法は何かと、こういうふうに持ってったんですね。ですから、無くてもしっかり通じる部分ではあると思うんですけども、考え方が、私自身が、その住民投票というのが本当にツールだというふうに思っているものですから、だから、そういうふうに汲み上げ方法というふうに前置きをしたわけですね。捉え方の違いなのかもしれないんですけど。じゃあ、小林守委員。

小林(守)委員

部会長の意見のままですね、その汲み上げ方法の後ろがちょっとキツイので、汲み上げ方法の一つとして住民投票があり、そのためには行政の説明責任や十分な情報公開が必要である、というようなふうにしたらいかがかと思いますが。

風間部会長

なるほど。もう一度お願いします。

小林(守)委員

その汲み上げ方法の一つとして住民投票等があるが、行政の説明責任、点、十分な情報公開が、そのた

めには必要である。

風間部会長

あるが、行政の説明責任、の後は、情報公開、が必要である。はい、いいですねえ。はい、土屋委員、どうぞ。

土屋委員

資料では、私は賛同できるがと書いてありますが、そういう方向だということ、付け加えてありますが、敢えて申し上げますが、あの、一つは、その後あの、部会で確認されたこととということで、 から最後のページの まであるわけですね。この の件なんです、これが県の検討委員会、県の検討委員会じゃなくて、県そのものが、これをもう受けたような形で具体化をしてくれているわけですね。このことも、この今の、住民投票云々のところとも関係しているわけで、表現はもう、部会長にもう、今の守委員の、あの含めてお任せした方がいいと思うんですが、その住民投票も一つの選択ということと、それから、ここは、利水について言っているわけで、一番最後は、治水も含めてのことなもので、その表現の仕方が難しいんですが、ここもちょっと絡めてもらってね、それからもう一つは、その前提となるというのか、優子委員が言うておられる、言葉としては説明責任の問題とか情報公開の問題は、何らかの形でおさえておいていただいた方がいいなと思います。表現は、今、部会長、意見を総合して、まとめられれば、なんとかまとまるんじゃないかなと、ここで表現までということになると、いろいろなことになりそうなもので。

風間部会長

はい、確かに利水の問題だけでなく治水の問題でもですね、民意をやっぱり汲み上げていかなければいけないという部分も確かにあるかもしれません。私は、わかりやすく利水に関してはというところで、こうやってまとめてしまったんですけど、治水・利水に関してはというふうにすれば、ちょっとその辺も含めて、今、小林守委員の方から、大変素晴らしい表現がございましたので、そういうものでちょっと、あの、任していただけますか。表現を変えて、部会報告に盛り込ませていただきますので、よろしくお願いたします。飛びまして19ページの下から11行目の問題に入ります。中野市、山ノ内町の水処理について工場誘致、観光客……、現段階においては、これは、そのとおりだと思いますので、変更いたしました。次に19ページの下から6行目、土屋委員の方から、地下水の継続的な調査を実施し、水質改善を図るための方策を検討すること。これを水源確保と水質改善のために、広域的視野で地下水・表流水調査を断続的、継続的に実施し、方策を検討すること。これにつきましても、更に分かりやすい表現になりますから、同意をさせていただきます、もう既に変更させていただきました、このとおり。次に19ページの一番下の行の点につきまして、農業用水の転用について、水利調整は当事者間の合意が原則であるため、今後も当事者間の話し合いを続けていくこと、という文章を、農業用水の転用については、当事者間の合意が原則であるが、「割愛」条件等を含め、具体的に今後も当事者間の話し合いを続けていくこと、ということで、「割愛」条件を含め、具体的にという言葉が盛り込まれておられます。議事録をちょっと調べさせていただいたんですが、割愛という言葉は、確かに部会にも出てきています。ですがその、八ヶ郷の小林委員の方から、その割愛のことについて聞かれた時に出てきたお言葉であったかと思うわけでございまして、水利調整につきましては、当然これ、八ヶ郷だけでなくですね、他の、その水利組合との調整が必要になってくるわけでございます。従いまして、小林さん、八ヶ郷の代表から、申し述べられた、この割愛条件という言葉自身を、他の水利組合への、交渉、駆け引きの時に使う言葉としては、ちょっと使い

づらいのかなというふうな感じもしております、他の水利組合の方々が全員、ここの委員会に参画していただいて、小林委員の話も聞いている、あるいはそれを了承して使ってもらっているというのであったらば、今後の条件の水利組合とのやり取りの中で、その言葉も使っていただけるんですけども、ちょっとそこまで至っていないような感じがいたしますので、ちょっとこの点については、難しいかなというふうに思うんですけど。はい、どうぞ。

#### 土屋委員

この水利権の問題については、最初から最後まで上のような文言で、ずっと通ってきているんですね。部会のそれぞれの場面で、それほど、何ていうか議論にはなっていないんですが、いろんな形で意見としては出て、何とかならないかという思いは多数のものだと思ってるんですね。それだから、表現としても、一番最初から出ているものに、いろんな形で議論があった、それを多少とも反映したいという、したらどうなのかというのが、提案の趣旨なんですけど、確かに、割愛というのは小林さんの方から出たわけで、私も気になったもんだから、そこにかぎカッコ付けといたんですけどね。ちょっと特別な表現なんかという。だから、適当な言葉があれば、何かこんな、あるいはまあ、条件等ぐらいでもいいし、割合に最近通用しているのは「融通」という言葉がありますけれども、何かの形で、ちょっと一歩踏み込んだね、こんなもの、こんなものという条件等じゃなくて、やっぱり具体的に進めるということが無ければ、難しい問題だからといって先送りしていれば、どうなるにせよですね、変化はないわけです。たまたまダム問題で、この利水の問題が、こういうふうに議論されてきた、この時期というこそね、この利水問題についても、結論がどうであれね、やっぱり、それぞれの所で検討していく方がいいと思いたのでね、何か、当事者間の合意が原則であるため、今後続けていく、何か文章としては、結局は、あまり問題にすることはできないから、避けた表現で終わっていると思うんですね。もう一つここで、一歩踏み込んで、それぞれやっぱり話はしてみようじゃないかと、検討してみようじゃないかと、いうところへ切り替えて欲しいなと思うんですけどね。

#### 風間部会長

気持ちはわかります。今後、その農業用水の転用に関しては、部会報告としても付記すべきものとして、皆さん、ご認識いただいていることですので、特に土屋委員さん、このことについても、本当に部会を通じて主張されていた部分でもございますが、割愛という言葉ですね、これを使って、踏み込めるんですね、これを使うと踏み込んで書けるんですけど、この割愛という言葉を使って書いていくことによって、それを見て、他の水利組合の方々が、その割愛というのは俺達は知らないぞという話に、やっぱりなってっちゃうんじゃないかなと。そうすると、余計に頑なになってしまうような恐れも感じないこともないし、あまり逆に踏み込まない方がよろしいんじゃないかなあという感じがするんですけどね。お気持ちはわかるんですけどね。書いた方がね、踏み込んでわかりやすいんですね。多分それしか考えられないですよ。条件としては割愛しか考えられない話ですし、わかるんですけど。はい、どうぞ。

#### 武田(富)委員

私は、この問題について、何回も発言したので、ご承知だと思いますが、現在、その水利組合が土地改良法に基づくのしかなくて、もしくは慣行の水利組合ということになって、従って八ヶ郷の権利が非常に強いんですけど、これは私は何度も言ってますからあれですが、生活用水の権限というものは当然あるわけですし、これは割愛という言葉を使うのは、これは、本来じゃなくて、割愛という言葉は使わない方が

いいんじゃないかと、こういうふうに思います。

風間部会長

はい、小林委員どうぞ。

小林(剛)委員

失礼いたします。私も、皆さんのお話を黙って聞いているんですけども、いずれにしても私どもに話がぶつかってくるような感じしております。ということは、水に権利がある。従って、そういうことになるんだろうと思います。これはもう最初から何回も繰り返しになりますけれど、大沼池、そしてあの丸池、琵琶池等の水は、一切私どもの権利下にある水であると考えております。従って、水を増やそうという、山ノ内さんとの関係で割愛という話が出てきたんだけど、ダムを造ろうと。それには建設省で水源はどこにあるんだと、こう言われたようで、夜間瀬川総合開発促進期成同盟会という所でダムの建設をやったんですけども、そこでは、その水源は八ヶ郷へ頼んで、水を割愛してもらおうと。割愛という言葉は、そこから出てきたんです。割愛なら、あの、ダムを造るんなら、これも何回も申し上げますけれども、ダムを造るんなら割愛をいたしましょうと。それについても、私ども、何回となく総代会を開いて、この結論を出したんですけども、やっとの思いで、弁護士まで使って総代会を通過させて、割愛、ダムを造るなら、その割愛をいたしましょうと、こういう言い方で水を分けてやることにしておるわけで、従ってダムができない限り、割愛、割愛は、水は割愛できないと、こういうことになるんだろうと思います。ということは、あれだけの、大沼池と同等ぐらいの水を溜めようということなんですから、それだけの水を、不要期に溜めていくんなら、それだけの量溜まるならば、こりゃもう、安心した、安定した治水、そして安定した水利用ができるでしょうと。河川から直接水を取るんなら、私ども、決して返事はでき得なかったんですけども、大きなダムを造るんだということで、割愛に、私どもは、よろしいでしょうということにしておるわけでございます。これはもう、この会を通して、何回も申し上げたはずでございます。また同じことを言わなければならないようなことになりましたので、改めてまた、申し上げました。

風間部会長

色々な思い、あると思うんですけども、このくだりにつきましては、農業用水の転用について今後検討の余地あるということは皆さんもう、共通認識としてお持ちいただいておりますし、部会報告にも載せましょうということになっておりますので、今後の検討課題として、こういう表現で、皆さんの、この部会に参加していただいた皆様方の共通認識として、納得がいける表現として、こういう言葉にして、止めておきたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。すみません、じゃあ、それをお願いします。次に参ります。20ページの2行目でございます。利水対策については県が調査を行い、という文章につきまして、利水対策については、県がその権限・役割・責任に鑑みて云々ということでございます。これはこのとおりでございますので、こうさせていただきます。次に別紙の3、綿貫委員の方から1万8,121円を8,664円に訂正せよということでございます。ケアレスミスでございました。訂正をいたしました。次に別紙の4、小林優子委員の方から、高水は妥当か、疑問、妥当が疑問に訂正ということなんですけど、これは、公聴会の方の、また意見でして、ちょっとこれを訂正するというわけにはいかないのかなと思っております。ナンバー28の湯本さんの発言だということなんですけど、ちょっと検討室、簡潔に説明してください。

#### 新家治水・利水検討室企画員

28番の湯本さんのご発言なのですが、公述申出書では、基本高水の根拠は妥当か、と記載されています。確認いたしました。それで、当日の議事録を見ますと、洪水対策についての基本高水の昭和61年9月洪水パターンだということですが、これは学問的な方法で、私は妥当だと思います、との発言がございました。以上でございます。

#### 風間部会長

とうことでございますので、ご了解いただけますか。はい、よろしくお願いいたします。以下、小林優子委員のご指摘が、別紙の4ということで9、ございます。これらにつきましては、全て公聴会の要旨の取りまとめに関してのものでございまして、この取りまとめの部分につきましては、幹事の方がですね、公聴会で述べられた皆様方の代表的なご意見を中心にまとめて記載されたものでございます。それを、あれもあった、これもあったと言い出すとですね、逆にアンフェアになってしまいますので、むしろ、これで納得しないということであるならば、公聴会のご意見を全部添付させた方が、むしろフェアだと思います。あるいは、このような代表的な意見ということで、まあ重なった意見とかもいっぱいあったわけですが、中心に取りまとめたもので、このように記載するのか、あるいは、今回小林さんがこうやって指摘されてますけれども、指摘されるということであるならば、他の委員の皆さんだって、いやこういう意見があった、ああいう意見があった、この人ああ言ったということ言いたくなるでしょう。ですから、そうなりますとですね、どこを視点に切ったらいいのか、わかんなくなってしまう。であるならば、全員の皆様のご意見を添付した方がいいんじゃないか。どちらがよろしゅうございますか。両方、あの、そうしましたらですね、公聴会の意見の取りまとめにつきましては、現状のまま扱かわせていただくということで、附属書類ということで、添付という書類という形で、公聴会で出た、全意見を添付するというので、ご理解いただきたいと思っております。それでは、次に別紙7、土屋委員の方から新たな深井戸利用案は、新たな井戸で、5基で、1万m<sup>3</sup>/日、これを、新たな深井戸利用案、中野扇状地の末端に、というようなことでございます。これはですね、確か欄外の部分だったと思うんですけど、ここはですね、財政ワーキングの報告なんですね。ですから、私たちがいじれる範囲のものでは、実はございません。他の部会に、このような書き方、書かれ方で整合性をもって出させておりますので、この部会で修正するというのは、ちょっと、できかねることでございますので、ご了解いただきたいと思っております。はい、どうぞ。

#### 土屋委員

別紙7の表ですね。そこに、あの修正案、修正したものだけ書いてあるんですが、あの、新たな深井戸利用案で、カッコ内の記述があるんですが、例えば中野市上水道の水量配分はという文言がありますけどね、これはダムがある場合の文言なんですよね。こんなものが、このまま残ってること自体、間違いですよ。今までもありましたように、この数字は、その新たな井戸5基を、これこれに仮定した場合の、ということは、前の方にあるわけだけでも、具体的な、こういうふうには数値が出ている、この一覧表には、是非添えておくべき備考だというふうには私は思ったんですね。そういうことと、その前段の部分は、これは、元々のやつが残っててね、こんなものがあってはむしろ、おかしな部分なんですね。だから、ここですることでないとするば、県の委員会というか、ワーキンググループで、その辺のところは訂正して、県の委員会へ出してもらいたいと思っております。

#### 風間部会長

これは、検討室、わかりますか、この指摘。今の土屋委員のご指摘の部分、わかりました。幹事の方。

新家治水・利水検討室企画員

すいません、もう一度。

風間部会長

どうぞ。

海谷食品環境水道課水道係主査

はい。この中野市上水道の水量配分という、この文章なのですが、これは、特にダムに限った言い方ではございません。これは、あくまで水量というものを捉えて、配分というものを表現した中で、1万m<sup>3</sup>というものが、ダムの場合はダムから、井戸の場合は、井戸5基という、そういう表現の仕方に過ぎないという解釈で了解していただきたいんですが。

風間部会長

ご理解いただけますか。よろしいですか。はい、じゃあ、申しわけありません、よろしくお願いたします。次に、別紙7と9、小林守委員の方から、角間川上流で硝酸性窒素除去不要の金額、これも、先程の話にリンクしてしまう話でございまして、大変申しわけございませんが、よろしくご理解の程、お願いたします。6、8、これにつきましても、せっかく本当に細かく数値計算していただいて、私も見ました。ありがとうございます。本当にすみませんでした。別紙の10、それから、10につきましても、樋口委員と小林優子委員の方から、それぞれの委員の意見に追記で載せたいというご意見がございましたので、これは了承させていただきまして、ご自分の意見の範囲の中で追記をさせていただきました。以上でございます。それでは、皆様方からご指摘いただいて、この場で変更してしまったもの、更には、部会長に一任をさせていただいたものもございまして、いずれにいたしましても、近日中にですね、整理をさせていただきまして、成案といえますか、部会案成案というものを制作いたしまして、皆様方に送付をさせていただき、最終的な部会報告とさせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、是非、部会長一任ということで、お任せをいただきたいんですが、よろしゅうございまして、はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただき、至急作業に入ります。それでは、これにて、部会の報告を含め、そしてこの審議を含め、様々な審議の終了をさせていただきます。事務局から連絡事項ございましたら、お願をいたします。

青木治水・利水検討室室長補佐

はい、本日とりまとめいただきました部会報告につきましては、次回の検討委員会、3月27日の予定でございます。部会長から報告いただくということになろうかと思っております。その前に、今、今日の審議で直すべき所を直しまして、成案という形で皆様方のお手元に届くようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

風間部会長

それでは、私の方から、一言ご挨拶申し上げます。本当に委員の皆様方におかれましては、大変熱心に、そして、しかも年をまたいで、しかも場合によっては1週間に一回、二回というような回数を重ねながら、

大変ご熱心にご論議を賜り、また代案の検討という部分において、皆様方からフェアな感覚のもとで、代案作りに知恵を絞っていただき、アイデアを出していただき、本当に感謝に耐えない、この、ずっと部会を通じて私は思っていたことなんでございますけれども、皆様方のお気持ちに、本当に心から敬意と感謝を申し上げたい、そういう気持ちでずっとこの場に居させていただきました。こうした地域の皆様方が参画した上での治水と利水に対するご論議というものが、これから更に長野県をいい方向に持って行って、新たな治水や利水の在り方の礎になるような、私は部会になれたんじゃないかなと、いうふうに思っております。それも、皆様方の、本当に熱心な、本当にもう、自らを捨てて、この部会に時間的にも肉体的にも奉仕をしていただいた、そのお気持ちに尽きるわけでございます。そのことに、もう本当に重ねて感謝を申し上げます。お蔭様で、部会の一定の方針が出されたわけでございますけれども、ダム案、ダム無し案、両方とも、一本化するというわけには、なかなかいきませんでしたけれども、しかし両方に可能性を残し、今後の検討委員会、あるいは流域協議会、あるいは知事の方針決定に大きく関わっていくであろう一定の方針が出されたということは、皆様方の、この部会に対する熱心なお気持ちのお陰であるというふうに、このことについても重ねて感謝を申し上げる次第でございます。どうか、部会は今日にて閉会をいたしますけれども、どうか、この部会を通じて、熱心に注ぎ込まれてきた情熱というものを、これからもいろんな分野において発揮をされ、更にはこの中野市、山ノ内町の様々な行政の問題についても皆様方、関心が更に高まり、熱心に取り組まれることを、心からご祈念を申し上げる次第でございます。そして更に、この山ノ内町、中野市が更に更に、いい町に、いい市に発展されることを心よりご祈念申し上げます、私のこの、部会におけます最後のご挨拶にさせていただきます。本当にどうも、皆様方、ありがとうございました。

青木治水・利水検討室室長補佐

ありがとうございました。以上をもちまして角間川部会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

< 終 了 > ( 1 2 : 3 0 )

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印